

此年六月朔日に家督御禮先規の如く、家臣佐野市郎右衛門、佐野多門介、佐野鼎、將軍に謁見、獻上品また先例の如くであつた。

十二月十六日從五位下中務大輔に叙任、七年二月廿四日濃勢二州の川を凌へ、忠民をして之を助けしめた。

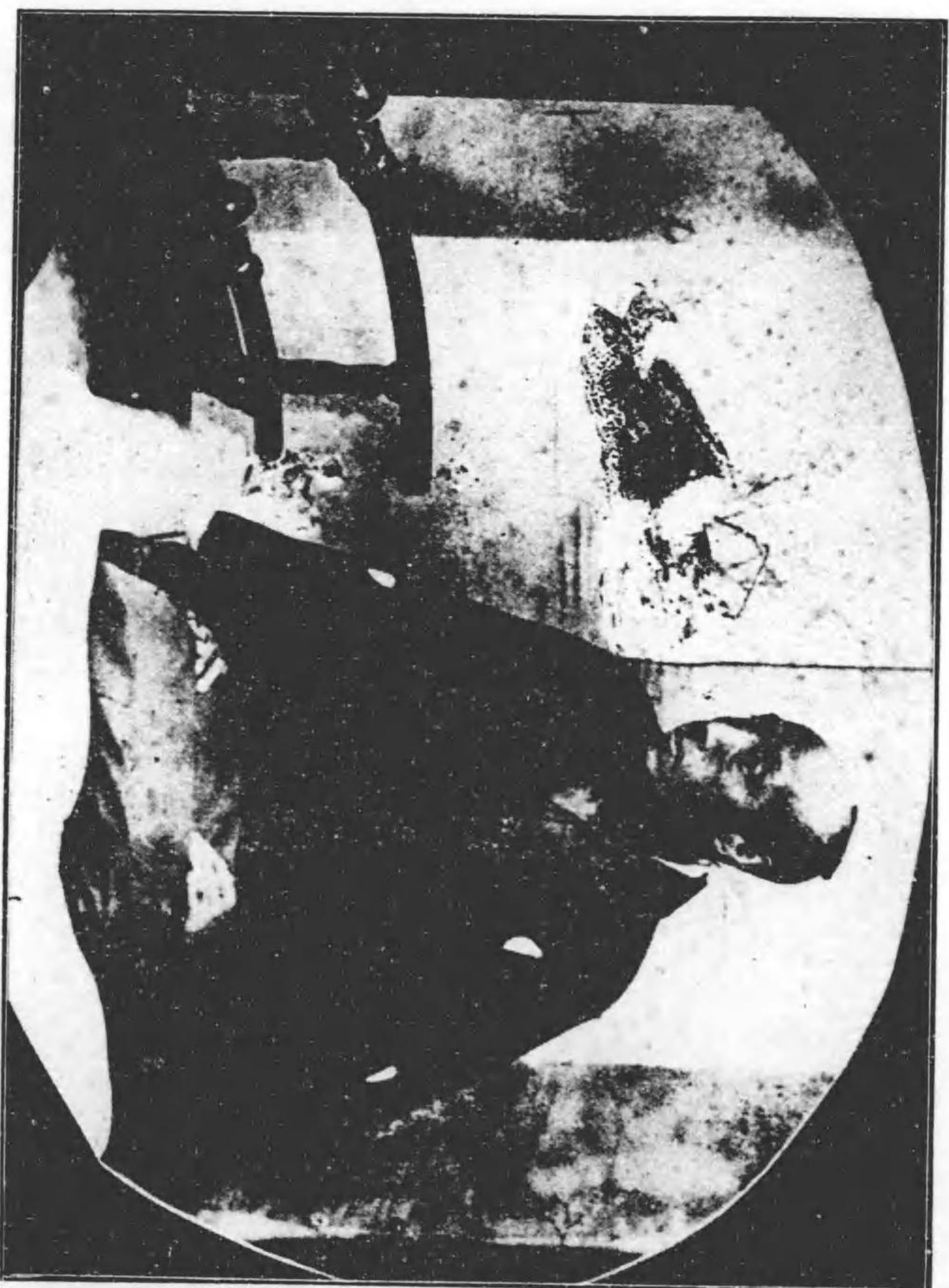
此年六月十八日岡崎入部の暇を賜ひ賜物舊例の如く、始めて封に就く、岡崎城に入るや、やがて封地を巡視し、篤行者を探りて孝子節婦を表彰し、その著しきものは碑を建て、徳風の振興に努めた。

此年十月浚川の役畢りたれば、十一月十五日其の勞を賞して時服十領を賜うた、時に忠民采邑に在り、仍りて丹羽長門守氏賢代つてその賜を受けた。

同九年四月、西九大守御門番となり、六月に至つて罷む。

此年五月廿一日、白書院の縁に召出され、老中列座の上、水野越前守忠邦より書を以て達せられた。それは

參州九久平村外貳百四拾ヶ村の者共、徒黨致し及亂妨候節、其方領分之義は取締方も宜しく徒黨に加り候者も少く、殊に其砌爲取鎮度々多人數差出候處、夫々速に召捕、右一件吟味中も同人數差出方、彼是厚く心を用ひ、手



本多忠民肖像

筈等格別行届家來共も別て骨折候段達御聽候、此段可申聞旨上意に候といふのであつた。是れより先き、天保七年秋不熟、九月廿二日に封内額田郡仁木村の民急を告げて云ふ、封外數里の北山中邊(茅原村石首)に一揆起り、飢餓を以て辭とし、相煽動して良民を脅す者二千餘人、また檄文を作つて車廻文と稱へ、次を以て隣里に傳へ、黨に入らざるものは其村に留つて徒黨の食を給せよ、若し給せざるものは家毎に必ず破壊せんと、まづ瀧脇村里正の家を襲ふと報じて來た。よつて物頭二組、横目代官小吏を遣はして、仁木村に馳せ行きて之を鎮撫せしめんとした、時にまた告ぐる者あり、黨賊折地村を侵し、里正の家に狼藉を行ふと、その他また云ふ、加茂郡六所山の黨賊千餘人、大箇谷村渡通津村を犯さんとすと、是に於て物頭一組、郡奉行大目付小吏卒等、大箇谷村に至りて之を捕へんとせしが、賊豫め之を知つて逸早く遁逃す。同廿三日曉、賊徒また額田郡奥殿の壘下を犯す。守壘の者援を請ひ來る、岡崎藩の兵馳せ至れば、賊黨又遁逃す。乃ち仁木村に還つて警戒す。此の夜又報あり云ふ、黨賊又東廣瀬勘八山に集るもの實に數千人、山を下つて寺部の壘下、並に舉母城下を犯さんとす、これ皆岡崎封外の地なれども、要は

變に處し機に應じ、宜しきを制して以て之を鎮撫するにあり、假令我が領地ならざるも黙止すべきにあらずと、衆を分けて二隊となし、之を追撃し、四百餘人を捕へ、其の武器を奪ひ、之を其領主並に奉行等に附し、或は諭撫して其居村に還らしめた。

同廿五日、物頭以下諸吏を足助に遣はし、また三百餘人の黨賊を捕へ、或は諸方の要所に物頭三組並に衆卒を配置して、良民の安撫に努む。

初め黨賊の起るや、數千群をなし、砲を放ち、刃を振ひ、郷里を侵掠し、男女驚奔、村里湧くが如き有様である。是に於て近隣の村境を守る者、武器の貸與や、兵士の救を乞ひ來る、岡崎藩悉く之に應じた。

やがて西尾藩、吉田藩、尾藩に至るまで兵を出して、事漸く鎮る。

翌八年九月に各藩協議して、捕ふる所の首唱者を赤坂驛に送る、赤坂は幕府の代官の駐在する所、當時の代官を平岡熊太郎と云ふ、幕府更に吏を赤坂に派して罪狀を糾問し、同九年閏四月二十四日に、巨魁下河内村(東加茂郡)辰藏、九久平村(同上郡)仙吉を梟首す。九久平繁吉、折地村藤兵衛、松平村彌七等十八人を逐ひ、雷同附和したる二百三十六村に過料金七百十七貫八百文を科

した。

暴徒の爲に家屋を毀たれし者、瀧脇、大沼、折地、岩倉、下河内、足助、矢並等の各村十八戸に及んだ。

老中よりの達書は、即ちこの一揆鎮定について賞せられたるものである。

同十年十一月大手方となり、十一年六月に至つて罷む。

十二年八月西丸御用番となり、十三年六月に至つて罷む。

十四年四月將軍の日光山に參拜あるにより警護を命せらる、よりて四月九日江戸を發し古道口を守衛した。

此年九月十五日奏者番を命せられ、弘化三年十二月十五日寺社奉行を兼ね、安政四年八月十一日京都所司代を命せられ、侍從兼美濃守に任せられ、在職中屢々天顔を拜し物を賜うた。

同五年六月廿六日所司代を免せられ、準溜の間に列せらる。

万延元年閏六月廿五日老中となる。

文久二年三月十五日病の爲職を辭す。

さてこれより京都に於ける當時の形勢を述ぶる必要がある、それにはまづ

京都所司代に  
任ぜらる

老中となる

當時の内外形  
勢

我が外交問題に就いて略述せなければならぬ。

さきに露人の我が北邊窺察の警があり、英船また浦賀に來り、常陸大津濱に來り、文政七年には薩摩の寶島に於て狼籍を行つたなどの事より、文政八年の二月に、幕府は異國船打攘の令を發した。これが爲め、天保八年にモリソン號が我が漂流民を送還せんとして浦賀に來れるに、發砲せるが如き事生じ、之に關聯して渡邊華山、高野長英が奇禍を買ふやうの事も起つに、天保十二年に此令を廢して、外船の來るあらばなるべく寛待し、食糧薪水の缺乏を訴ふるものは之を與へ、諭告して歸國せしむるやうにし、萬一應せざる時は打攘ふべしとの令に代へた。此の時は彼の鴉片戰爭の結果、南京條約を結んで清國が五港を開きたる時である爲め、外船の我國に接する機會ますます繁からんとするので、和蘭國王からは、わざ／＼將軍に書を寄せて注意する所があつた位である。

かゝる内に嘉永三年六月二十日、米提督ビッドルは二隻の軍艦を率ゐて浦賀に來り、開港を促したが、此時は要領を得ずして去つた。その翌年三月漂民を受取らんとして米艦がまた長崎に入つた。

嘉永六年となつた、此年の六月三日にペリーの率ゐる亞米利加の軍艦四隻が浦賀灣に現はれた。

當時老中の首班は阿部伊勢守正弘であつたが、世界の形勢よりして到底攘夷を嚴行する能はざるを察し、同僚の牧野備前守忠雅等と謀り、(此時の老中は

勢守正弘、長岡侯牧野備前守忠雅、西尾侯松平和泉守乗全、)また水戸中納言齊昭の所説

上田侯松平伊賀守忠優、關宿侯久世大和守廣周であつた)をも徵し、兎も角國書を請取る事とし、下田奉行戸田伊豆守氏榮、浦和奉行井

戸石見守覺弘をして、六月九日に久里濱に會見せしめた、かくて米艦はその

翌日一まづ外灣に退き、六月十二日に國書が江戸幕府に交付せられたと聞

いて琉球に向つて去つた。

米艦の去つたる後、阿部伊勢守は今後の處置に就いて、まづ水戸齊昭の意見を聽く事とし、十四日に勘定奉行川路左衛門尉聖謨、留守居筒井肥後守政憲をして、その駒込の邸に赴かしめ、幕議を開陳してその意のある所を窺はしめた。伊勢守は松平越前守慶永、福井侯、島津薩摩守齊彬の注意を容れて、この後とても勉めて齊昭と連絡を取らんと謀つた。

此時將軍家慶は病床に在つた、その大漸に及んでは伊勢守を床側に召して

後事を托し、六月廿二日遂に薨じた。

かくて七月三日將軍の遺命もありたれば齊昭に對して隔日に登城して閣議に參與せん事を依頼し、一方には七月一日諸侯の常例の登城を待つて、米國國書の譯文を示して通商の許否を諮詢した、されど諸侯の意見は主として攘夷論に傾き、中には開國の止むを得ざる事を辨へたれど、士氣の沈衰を激勵せん爲め、表面攘夷を唱ふる人もあつた。

ブリーチャチン  
來る

かゝる所に再び人心を驚したるは、露國提督ブリーチャチンが軍艦バルラダ號に乗じて長崎に入つた事であつた、時は嘉永六年の七月である。幕府はまた水戸齊昭の意見を問ひ、衆議に因りて書翰を請取る事に決した、よつて八月十九日に長澤奉行大澤豊後守乗哲をして、立山役所に會見して、露國外務大臣より我が老中に宛てたる書翰を請取らしめた、要旨は兩國々境の劃定と通商の開始とであつた。

幕府は疑議の結果、また川路左衛門尉と筒井肥後守とを應接委員とし、目付荒尾土佐守、儒者古賀謹一郎を添へて長崎に下す事とした。

此間露使は我が回答の遲きを詰りて、焦慮措く能はざるものゝ如くであつ

露艦再來

た、その原因は、夫のクリミヤ戰爭の開始せられんとする報告に接したからである。されば遂に十月廿二日に及んで、再來の時、猶幕使の到着なくば、斷然江戸に向ふべしと云遣し置いて長崎を去つた。

果して十二月の五日に露艦は再來した。十四日に我が委員はこれと折衝を重ね、爾來十數回巧に應接して彼の乗する所とならなかつた、是に於て露使は條約草案を残し、他日我が國が他國と通商を開く事あらば露國を最先とすべしとの約束を得て、安政元年正月八日長崎を去つた。

さて露國の要求する所は、擇捉島及樺太の南端アニワ灣を日本との境界とし、千島群島及アニワ灣以北は露領たるべき事、大阪箱館の二港を開くべき事であつた、然れども我が委員はこれを斥け、樺太は北緯五十度を以て界とすべきであると主張したのである。

ペリー再來

さきにペリーは、嘉永六年六月十二日浦賀を發し、琉球に立寄り、小笠原島を占領して香港に去りしが、十二月に入りて九隻の軍艦を率ゐて再び琉球に來り、翌七年(即ち安政元年)正月十六日に神奈川の前面に現はれた。幕府は林大學頭、町奉行井戸對馬守覺弘、浦賀奉行伊澤美作守政義等をして應接

せしめ、初め浦賀へ引返さしめんとしたるが應せざる爲め、横濱を以て會見所とした。

かくて二月十日より數回の談判を重ね、遂に下田箱館の二港を開く事を約し、下田に米國官吏を駐在せしむる事は、今後十八個月の後に至り、双方協議の上、止むを得ざる事情あらば許す事とした。なほ通商の條約を結ばん事を求めたれど、互譲して、たゞ修好の約を定め、三月廿一日にペリーは神奈川を出で、下田箱館に向ひ、五月十二日に至つて再び下田に來り、修好條約並に條約附録を定めて去つた。

英艦來る

ペリーが去つて後三個月の閏七月十五日に、提督スターリングの率ゐる四隻の英艦が長崎に入つた、而して書を長崎奉行に送つて、我國の露國と交戦中である由を云ひ、露國の侵略主義を警告し、併せて我が軍艦及同盟國(佛國)の日本の諸港に寄港する事を許されたき由を述べた。我は之に對して、戰爭を理由としての請求には應じ難い、されど薪水、食料の缺乏、艦體修理の爲めの寄港には便宜を與ふべしと告げ、長崎奉行水野筑後守忠篤と應接の結果、戰爭を外にしての條約七條を結び、長崎箱館の二港を開く事を約し、八月

プーチャケン  
との應接

廿九日に英艦は長崎を去つた。

此年九月十八日露のプーチャケンはまた大阪安治川沖に艦を泊した、京畿地方大に驚愕し、大阪城代土屋采女正寅直、同町奉行佐々木信濃守顯發、川村對馬守修就等穩に諭して、漸く十月三日に大阪を出で、下田に回航せしめた。江戸に於ては筒井政憲、川路聖謨の二人、並に浦賀奉行をしてプーチャケンに應接せしめた、然るに十一月四日に下田に大海嘯起りて露艦は大損傷を蒙つたが、兎に角に談判を重ねて十二月廿一日、條約九條同附録四條を定めた、境界に就いては幕府閣老は樺太全部を我領有なりと主張すべしといひ、我委員等は、實地踏査せる堀織部、村垣與三郎(範正)の報告に基き、五十度を境とするを穩當なりと考へ、プーチャケンは樺太全部を我有なりと云ひ、遂に決する所なく、暫く境界を別たすに從前の如くなるべしとの事と定め、千島は擇捉以南を日本領、得撫以外を露領とし、下田箱館、長崎の三港を開く事に決した。然るに水戸齊昭の意見によりて、條約中の露國駐在官吏來任の期の、安政三年とある事につき、また切支丹嚴禁の件につき、再談判しなければならぬ事となつたが、これも兎に角纏まつたのである。

幕府が外國に接して痛切に感じた事は、國防の不備であり、軍備の廢缺であり、財政の缺乏であつた。爲に幕府はこの諸方面に向つて改新の策を立てんと企てたのであるが、今暫く之を略して、外交上京都と幕府との關係を略述しよう。

さて諸外國との修好條約を結べるに就いて、最も不滿を抱いたのは水戸齊昭であつた、また諸侯の多くも攘夷を以て動じ難き祖法と信じて、幕府非難の聲が高まつて來た、是に於て伊勢守は責を負うて職を辭せんとしたるが、將軍の恩命によりて漸く辭意を翻した、一方齊昭も憤懣して政治顧問を辭せんとしたるが、將軍の懇命と伊勢守の慰諭とによりてこれも漸く思ひ止まつた。仍りて伊勢守は軍艦製造の大任を齊昭に托した。されど閣老中の松平伊賀守、松平和泉守は、元來其意見が齊昭と相容れざる所のものがあつたから、此際罷免の止むなきに至つた。これは安政二年の八月四日の事である。然るにこの事が井伊掃部頭直弼等の溜間諸侯(將軍の諮詢に應じまた進んで獻替をも爲し得る諸侯)の反抗を受け、十月九日に堀田備中守正睦(初め正篤、佐倉藩主)を推舉して、老中の職に就かしむる事とした。伊勢守も之を拒

堀田備中守老  
中となる

む事を得ず、備中守をして主として外交方面に當らしめ、自らは重要な内政問題に力を注がうとしたが、この備中守起用が齊昭の反感を買ふたのは當然であつた。

ハリス來任

先きに日米條約書の文面によりて、安政三年七月廿一日米國領事ハリスが來朝して下田に入つた、下田奉行岡田備後守忠養は、安政二年十月二日以来の大地震によりて上下甚しく動顛せる際なれば、更に一年後に渡來せんことを望む旨を述べたるに、ハリスはその言に耳を籍さざるのみか、書を堀田老中に差出して、國書を將軍に捧呈し、自由互市允許の事を協議したしと申出た。是に於て幕府は議を重ね、目付岩瀬修理忠震を下田に使用して會見せしめたるが、ハリスは重大事件を上陳する任を有するを以て、是非とも江戸に入らんと要めた。

阿部伊勢守卒  
去

此際阿部伊勢守は、内外の政務に心身を勞し、六月十七日三十九歳の壯齡を以て卒去した。是に於て内外政務を總理する任務は堀田備中守の双肩に懸つた、備中守は元來開國主義の人であつたから、同主義の松平伊賀守を再起せしめ、萬難を排してハリスの入府を許可した、是に於てハリスは安政四

年の十月四日に下田を發し、蕃書取調所を宿所とし、十月廿二日に將軍家定に謁して國書を呈し、廿六日に備中守の邸に入りて會見した、その結果、下田奉行井上信濃守清直、目付岩瀬肥後守(修理)を委員とし、ここに十二月十一日より安政五年正月までに十三回の會見を遂げて、通商條約十六條、通商規約六則を規定した。

之に就いては三家よりはじめて諸侯に諮詢したのであるが、激烈なる反對を唱へたるは水戸齊昭と松平相模守慶徳(鳥取侯)であつた、然し大體に於て從來の如き無謀なる攘夷論は無かつた。而して衆論の一致せるは、條約締結は國家無上の大事たれば、朝廷に奏請し勅許を得て後調印すべしとの論であつた。

幕使上洛

是に於て幕府は林大學頭輝、目付津田平三郎正路を上京さして外交顛末を上奏せしめんとした。此時京都には英明なる孝明天皇がいまして、夙に外交に就ては宸襟を惱まされたのであるが、公卿中には攘夷論を唱ふる人が多かつた、それに水戸齊昭が姻親なる鷹司關白政通、二條齊信に通じて、幕府に對する不滿を漏し、之が爲め京都攘夷派はいよ／＼擡頭するに至つた。

堀田備中守上洛

かゝる際に本多忠民は京都所司代であつたが、幕府の二使は十二月廿九日に所司代邸に入つて、傳奏東坊城前大納言聰長、廣橋前大納言光成を招請して、條約を結ぶの止むを得ざる事情を陳べた、されど朝廷よりは、傳奏を経て不審の廉を詰問せられたるのみで、要領を得なかつた。然るにハリスとの調印は三月五日を期したれば、それ以前に勅許を得なければならぬので、堀田備中守は自ら上洛して公武の融和を謀らうと、五年の正月八日に台命を奉じ、川路左衛門尉、岩瀬肥前守と共に、二月五日に入洛して本能寺に館し、九日に參内し、退朝の後、九條關白尙忠、前關白鷹司政通の邸を訪うた、されど鷹司前關白は面會を謝絶した。

この時京都の形勢は尊王攘夷の聲が盛に叫ばれたのであつて、どこまでも之を眞向にかざして、幕府を彈劾し朝權を伸べようとした。水戸齊昭の京都手入は先きに述べたるが、松平河内守齊裕(徳島侯)、松平相模守慶徳(鳥取侯)、松平陸奥守慶邦(仙臺侯)の如きも、堀田閣老の入洛と前後して、鷹司近衛諸公との姻戚關係より、家臣を京都に派して窃に奔走せしめた、之に加ふるに、浪士儒生等のその間に周旋するありて、一般に幕府に對して不利なる状態で



あつた。

十一日に堀田備中守は兩傳奏廣橋光成、東坊城廳長及び議奏久我建通、徳大寺公純、万里小路正房等を本能寺に招き、所司代の本多忠民並に川路岩瀬等と世界の大勢を述べて條約草案を渡した。然るに、十三日に傳奏、議奏は備中守を訪うて質問する所があつたが、朝議いまだ決する所がなかつた。漸く廿三日に至つて、兩傳奏、兩議奏は、本能寺に來り、この度の事は無上の大事なれば、なほ一應三家以下諸侯の意見を徴し、之をしるして叡覽に供すべしとの命を傳へた。

此時幕府の爲に周旋の勞を執つたのは井伊掃部頭であつた。掃部頭は、その謀臣長野主膳(義言)を遣りて頻りに運動せしめた。主膳は九條關白の家臣島田左近と結び、關白を動かして幕府に傾かしめたる爲め、近衛左大臣忠熙、三條内大臣實萬等と軋轢を生じ、久我大納言(建通)、岩倉侍從(具視)、中山大納言(忠能)、正親町三條中納言(實愛)、大原三位(重徳)等が諸卿を會して九條關白に迫るやうの事も起つた。

かゝる中に日數は過ぎて、三月五日の調印の日も來た、されどいまだ勅命が

なかつたやうく二十日に至つて參内すべき命があつて、堀田備中守は本多忠民と共に參内し、小御所に召されて拜謁し、近衛左大臣より達せられたる文面は、

墨夷之事、神州之大患、國家之安危に係り、誠に不容易、奉始神宮、御代々被爲對、恐多被思召候、東照宮以來良法を變革之義は、闔國人心之歸向にも相拘り、永世安全難量、深被惱歎慮候、尤往年下田開港之條約、不容易之上、今度假條約之趣に而は、御國威難相立被思召候、且諸臣群議にも、今度之條々殊に御國體に拘り、後患難測之由言上候、猶三家以下諸大名へも被下台命、再應衆議之上可有言上旨被仰出候事。

といふのであつた。

備中守は三日間熟考之上命を拜すべしとて退き、二十三日に傳奏を招いて、今回の勅命の趣にては、和戰何れとも決し難し、若し事態切迫せば機を見て何れか一方に決して差支なきや、又英夷に對しても同様に心得べきやと指令を仰いだ、然るに廿六日に至り、斷乎たる指令があつた、要は今回の條約は許容せられ難し、切迫の形勢に臨まば精々鎮定し、万一彼より兵端を發すれ

繼嗣問題

ば事情誠に己むを得ずと云ふのであつた。備中守はもはや奔走の効なしと思ひ、四月三日に辭去して、後二日京都を出發した。忠民の所司代時代の京都はかゝる状態であつた。幕府は、外交問題について難局に當つたのと、一方には繼嗣問題が起つてこられた紛糾を極めた。

將軍家定は性來柔和多病にして、國家多事の際に當り政務を裁斷すべき器量なく、また子女を得る望なきを以て、まづ之に就いて顧念したるは松平越前守慶永であつた、よつて繼嗣たるべき人々を物色するに、田安(慶頼)尾張(慶恕)水戸(慶篤)の諸家は年齢不相應である、紀州家菊千代、慶福は家慶の甥(慶福は家慶の弟である)にして血統最も近けれど、いまだ幼弱(安政五年に年十三)である、獨り一橋刑部卿(慶喜)は資性英邁、且つ年齒も二十二歳なれば、將軍の輔佐たるに適すとし、これを阿部伊勢守にも謀り、尾張中納言、松平阿波守(齊裕)徳島侯をも説きたるが、慶恕は同意を表せなかつた、慶永は更に幕府の堀田備中守、久世大和守(廣周)松平伊賀守にも内意を傳へた、されど備中守も伊賀守も、水戸齊昭と相容れざる中なれば、慶喜擁立を喜ばざれど、表面はさして異論を唱

一橋派

紀州派

へなかつた、幕臣の中には、大目付土岐丹後守、目付永井玄蕃頭、鶴殿民部少輔岩瀬肥後守の如き熱心なる慶喜推戴者であつた、外藩にては島津齊彬、山内土佐守(豊信)も慶喜に心を寄する方であつた。

これに對して紀州慶福を擁立せんとする一派が起つた、これはまづ紀州の附家老水野土佐守忠央が、御側衆平岡丹波守道弘、夏目左近將監信明等と結んで將軍と大奥とを動かしたるより始まつたのである。

將軍家定は、内心慶喜の立つを喜ばず、生母の本壽院は元來齊昭の人となりをお好まざりしを以て、従つて慶喜の繼嗣たるを喜ばなかつたのである。また井伊直弼は、徳川幕府治世の泰平を來せるは將軍の威徳の然らしむる所であり、その人の賢愚に因るもので無い、されば正しき近親を立つる事が天下の望を繋ぐ所以であると考へた、仍つて此問題に就いては元より慶福推戴の派であつた、されば長野主膳をして京都へ入らしめたる時、また慶福を繼嗣とすべき理由を述べて、九條關白を動かした。

一方慶永は、また橋本左内を京都に出して、條約問題と共に繼嗣問題に就いても奔走せしめ、薩土の二藩主また力を添へて、近衛、鷹司、三條の諸公を説き、

これについて朝旨の下らん事を願ひ、それには、英明、聲望、年長の三語を加へられん事を請うた。然るに九條關白は獨斷を以て、英明、聲望の二語を除き、纔に年長の語を附箋して下さるゝことゝなつた。されど京都諸卿の大體は一橋説であつた。

この形勢を觀取したる堀田備中守は、一橋刑部卿を繼嗣とし、松平慶永を大老として、條約勅許を圓滿に解決すべきであると考へ、四月五日に京都を發し、木曾路を経て二十日に江戸に着いた。

井伊掃部頭大老なる

松平伊賀守は、内心紀州派なる上に、外藩の京都に於ける繼嗣問題の周旋を甚だ不快とし、密に將軍を動かして同意見なる井伊直弼を擧げて大老とせんと決心した。かゝる折備中守は歸府し、福井侯慶永の大老任用を將軍に請ひたるものゝ如くであるが、家定は慶永を却けて斷然井伊掃部頭の徵用を命じた。よりに廿三日には井伊直弼が大老の職に就く事になつたのである。かくては繼嗣問題の前途も知るべきである。

條約問題については、五年六月二十日に米國の條約に調印し、つゞいて七月十日に和蘭、同十一日に露國と調印し、同十八日に英國、九月三日には佛國と

調印を終へた、これが所謂安政の假條約である。

この米國の條約調印を終ると共に、掃部頭は堀田備中守、松平伊賀守を罷めて、太田備後守資始、間部下總守詮勝、松平和泉守乘全を老中に任じた。忠民の京都所司代を罷めたのも此時である。

さてかく勅許を得ずして條約調印を斷行したる爲め、世論甚しく沸騰し、間部下總守の上洛より高壓的なる迫害となり、安政の獄となり、而して万延元年三月三日の井伊大老の暗殺となつた。かくて松平乘全が罷め、忠民が老中となつたのである。

安藤對馬守の老中

忠民の老中となれる際は、安藤對馬守信睦(磐城平藩主)が老中首班であつた。外交問題に就いては、また種々の事件が起つた。櫻田事變前の万延元年正月に、日米假條約交換の爲めに、米國へ使節を送つた。外國奉行新見肥前守(正興)村垣淡路守(範正)目付小栗豊後守(忠順)等が使節となつた。乗船は咸臨丸である。而して木村攝津守(殺芥)勝麟太郎(安房)等また乗込み、日本人の手によりて之を操縦して万里の波濤を別けたのは、特筆すべき事である。品川を出帆したのは正月十三日にして、桑港へ着いたのが二月廿五日であつた。

米國へ使節派遣

外人暗殺

かやうにして井伊大老歿後も、外交の事務は次第に進捗したのであるが、此間に、外人暗殺が頻りに起つた。安政六年の夏には露人、十月には佛國副領事の從僕、翌年二月には蘭人、同じ万延元年九月には佛國代理公使の從僕、十二月五日には米國公使館書記官ヒュースケンが暗殺せられたるに、更に文久元年五月廿八日には高輪東禪寺の英國公使館の襲撃があつた。一方には露艦ボサードニックが、文久元年二月に對馬に入つてその占領を企てたる事件が起つた、仍りて外國奉行小栗豊後守を對馬に遣して談判せしめ、また箱館奉行村垣淡路守に令じて露國領事と交渉せしめ、七月廿五日に至つてやう／＼露艦は對島を退去した。

さて幕府は既に神奈川、長崎、及箱館の三港は開きたるが、なほ安政條約によりて、江戸は文久元年十二月、兵庫大阪は文久二年十一月、而して新潟は安政六年十二月から開かねばならぬ筈になつて居つた。(新潟は港淺きを以て、他に良港を撰ぶ事になつて居つた)然るに當時攘夷熱が甚だ沸騰せる際なれば、若し此二市兩港を開かんに、更に一層の猛烈を來すであらうと心を痛めたる對馬守は、開港延期を提げて米公使ハリス、英公使アルコックに盡力を依頼した、兩公使も對馬守の赤

歐洲へ使節派遣

心と我國情とに同情し、歐洲に使節を出して延期の事を交渉せしめては如何と述べ、遂に使節派遣の議決し、文久元年の十月に、勘定奉行兼外國奉行竹内下野守(保徳)外國奉行兼神奈川奉行松平石見守(康直)を正副使とし、目付京極兵庫(高朗)を添へ、文久元年十二月廿二日に品川を發した。

此他樺太劃界談判、小笠原島開拓等の事もあつたが、閣老等が最も苦心したるは和宮御降嫁の事であつた。

和宮御降嫁

公武和親の爲めに、皇妹降嫁の事は、既に井伊大老の時から議せられたのであつて、國步艱難の際、朝幕の乖離を憂ひたる近衛忠熙、三條實萬等は、京都所司代酒井若狹守忠義と謀る所があり、皇妹和宮の家茂將軍に御降嫁あらせられんは、公武合體して國是を一定すべき最上の策ならんと考へ、之を九條關白に謀りたるに、關白もこれを賛成したれど、和宮は有栖川宮に御婚約あれば、未だ奏請するに至らなかつた。井伊大老の死後、對馬守も熱心に之を希望し、万延元年四月に老中連署を以て、靈元天皇の皇女八十宮の、七代將軍家繼に御降嫁の事定まりし先例を追うて、和宮御降嫁の事を内願した、されど五月に此内願は却下せられたるが、有栖川宮に於ても婚約を辭せられ

るを以て、更に六月に再願に及び、家慶の上臈橋本勝光院が、和宮の御所生橋本觀行院並に橋本實麗と伯姪の親あるよりして、勝行院よりも盡力を請ひ、九條關白、議奏久我建通及び岩倉具視、千種有文等も熱心に此義に賛襄したれば、遂に六月廿日に至つて、御降嫁を勅允あらせらるゝ事に内定した、よりて十月に公然の奏請を遂げて勅許を賜はつた。

かくて文久元年四月、和宮に内親王の宣下があり、名を親子と賜はり、十月二日京都を發して中山道を東下あり、十一月十五日江戸着、翌文久二年二月十一日に御婚儀を擧げられた。

然るにこれが爲に攘夷派の反抗を買ひ、その最も憎惡せられたるは對馬守であつた。是に於て文久二年正月十五日の坂下門の襲撃となつたのである。對馬守は數創を蒙りたれど死を免れた。されど程なく老中の職を罷め、つづいて忠民も退職したのである。

元治元年七月征長の役起り、京都動搖の際、忠氏は命を奉じて京に入り、八月廿三日參内天顔を拜し天盃を賜り、幕府亦功を賞して佩刀を下した。

同年九月廿六日幕府いよゝゝ長州を征伐せんとし、後軍に従ふべき命があ

つた。

同年十月十三日再び老中となり、その上席に班す。當時多病の爲め再三辭したれど、もし病發せば營中に於て家臣に看護せしむべき内命ありて、乃ち命を奉ず。

同二年(即ち慶應元年)四月、江戸城留守警衛を命せられ、十二月に至つて老中を罷めた。

事態紛糾

さて事態はますます紛糾して來た。薩長兩藩の暗闘があり、之に土佐藩が參加して、穩和派と過激派とがからみ合ひもつれ合ひ、その間に大原勅使の東下があり、幕府の改革、慶喜、慶永の登用となり、更に三條中納言實美、姊小路少將公知の再度東下があり、攘夷期限決定、諸大名布告を促され、慶喜、慶永の上京となり、遂に文久三年三月四日將軍家茂の入洛となつた。而して攘夷期日を五月十日に定められ、三月十一日には加茂行幸があり、四月五日に男山行幸の儀が仰出された。

是に於て一方には長州藩の下の關の砲撃となり、つゞいて七月二日に生麥事件の贖償要求から鹿兒島灣の英艦砲撃となつた。されど幕府の攘夷は今

更決行せらるべくもなかつたので、急進派の公卿は長藩の士と議を凝して、八月十三日に大和行幸攘夷親征の議を定め、同月廿七日に京都御發輦の次第となつた。

八月十七日の  
政變

然るに八月十七日に至つて、中川宮尊融親王の急參内となり、守護職松平肥後守容保(會津)所司代稻葉長門守正邦(淀)並に薩藩をして禁闕を守らしめ、二條右大臣、徳大寺内大臣、近衛左大將(忠房)等、並に在京の諸大名の參内したるに對し、大和行幸攘夷親征は全く叡慮より出でたるものにあらざる旨を傳へ、三條中納言等の出仕を止め、長州藩の堺町門の守衛を解いた。是に於て彼の七卿の長州落となつたのである。

此際攘夷の急進派は、親征の先驅として、藤本鐵石、松本奎堂等、大和の五條に兵を擧げ、平野次郎等は十月に兵を但馬生野に起し、元治元年の三月には、藤田小四郎等が筑波山に事を擧げた。

さて此八月十七日の政變後、將軍家茂上洛して、元治元年正月十五日に京に着き、廿一日に參内して宸翰を賜うた。公武合體して内政を改新し、兵力を充實したる後、外に當らうとの叡慮であつた。

長州兵上洛

長州にては穩和と過激の兩派があつたが、眞木和泉の策により、毛利定廣兵を率ゐて入京する事に決し、之と同時に京都に潜伏せる長州藩士並に攘夷派の浪士等は勢力を挽回せん爲め、種々の策を施し、會津藩士松田鼎を殺し、中川宮の家臣高橋健之丞を斬つた。是に於て新撰組の六月五日の池田屋襲撃となつて、宮部鼎藏、松田重助、吉田稔麿等が倒された。これに激したる長州藩は、六月十五日から、福原越後、來島又兵衛、久坂玄瑞、眞木和泉、國司信濃等續々山口を發し、眞木、久坂等は山崎に屯し、福原は伏見に居り、益田右衛門も七月十三日にまた山崎に着き、別に一隊は嵯峨天龍寺に陣した。

かくて一書を所司代松平越中守定敬(桑名)に差出して、嘆願の筋ある爲め藩主父子の入京を許されんことを乞うた。かゝる際の七月十一日に佐久間象山が三條木屋町に於て暗殺せられた。この間に、長州藩等は、去年八月の政變に倣ひ、幽閉せられて居る公卿と提携して、朝議を一變せんと企てたのであつたが、その計畫は失敗した。仍りて福原越後は、兵を率ゐて京に入らんとして、七月十九日の拂曉藤杜に於て大垣の兵と衝突して一敗した。一方國司信濃は、中立賣門に向ひ、來島又兵衛は、蛤御門に向つたが、悉く打破られ、眞

木和泉、久坂玄瑞は堺町門に迫つて鷹司邸に據つたが、これも總崩となり、久坂並に寺島忠三郎は自殺した、真木和泉は退いて天王山に據り、會津桑名の兵と戦つて敗北し、和泉等は自殺した。

長州征伐

かゝる経緯より元治元年七月二十三日長州征伐の議が決定し、征長總督に徳川慶勝(尾張)副將に松平茂昭(越前)が任せられた、忠民は此際入京したのである。

されど長藩の恭順の意を表したる爲め、廣島に在りし總督は十二月廿七日に諸軍の撤退を命じた。

幕府は、慶勝等の反對あるに拘はらず、毛利慶親父子並に五卿(錦小路頼徳、澤宣嘉を除く)を江戸に護送せしめんとしたる事などより、長州にては主戦派が勝を制し、薩藩また極力この護送に反對して次第に幕府から離れた。

再度の長征

然るに幕府は強いて長藩に難きを責め、再び征長の令を發し、慶應元年五月廿二日將軍家茂は入洛したれど、外交問題の突發、長州に對する詰問等に遷延日を過し、やう／＼慶應二年六月五日に長州總攻撃を命じたのであつたが、この戦闘は到る所幕軍の不利に終つた、而して七月二十日に家茂將軍は

將軍薨去

年僅に二十一歳にして大阪に薨じ、翌月二十日に喪を發した、これによりて出師中止となり、休戦となり、勝安房の嚴島に於ける長州藩士との會見となつた。

天皇崩御

此年十二月五日、徳川慶喜に將軍宣下があつた。然るに孝明天皇はこの十二月廿五日に崩御あらせられたのである。かゝる折柄、忠民は再び老中の職に就いて居つたが、今やこの急轉せんとする天下の形勢を如何ともする事が出来なかつたのである。

明治元年王師東下するや、駿府城並に江尻を守衛し、つゞいて東京城の警衛を命ぜられた。

家史諭示

さて此際、藩中には、元來徳川家とは特殊の關係ある家柄なるを以て、他藩は如何にもあれ、我等はごこまでも佐幕を標榜して戦ふべきなりと主張するものありて、藩論おのづから二派にわかる、よつて忠民は家中へ諭示する所があつた。

方今之形勢に付、衆心一和不致趣、日夜痛心無此上事に候、双方申分相替り候得、家之爲を存込み、忠心之義は不淺令満足候、併双方議論申張一和不

致候ては、萬一之節一戰も難成、却て不忠に相成可申哉と被存候間、一同得と加三思、公邊之御下知を相守り、共に忠義を盡し候様、吳々相頼候、尤其地之義は平八郎え委任も致し候得共、苦心之餘り病を押、以禿筆申聞候事に候、猶委細家老共可申述候事

美濃

家中一同

されど、和多田貢、石原新助、天野新三郎、小柳津要人、關口有之助、杉田宇右衛門、玉置彌五左衛門、牧鐵太郎等數十人は、藩を脱して遊撃隊に投ずるに至つた。明治二年二月十五日病を以て致仕し、嗣子忠直嗣ぎ、六月に至つて封土奉還の事となつた。

明治十六年一月廿九日東京森川の邸に卒す。年六十七。

忠民學識あり、よく治體に通じ、常に儉を獎め奢を戒め、また文武を獎勵し、藩政を改革する事が多かつた。當時國家多事、海内騷然たる際に、老中の大職に當り、大に經綸を施さんと欲し、畫策する所ありしが、常に病に苦しみ、精力を幕政に注ぐ事能はざりしは遺憾の極であつた。

忠民、號を南岡と云ひ、字を子駿と稱し、詩を賦し、畫を能くす、著す所に南岡詩稿、盛唐詩鈔、盛唐名家詩分類、晚唐絕句鈔等がある、性來また馬を好み、厩駒小駿を著し、馬の種類をも描きて、これに詳細なる説明を加へた。

東京本郷區森川町一番地に建てたる碑銘に云ふ、

忠民碑銘

南岡本多公碑銘從一位勳一等公爵九條道孝篆額、

公姓藤原氏本多諱忠民字子駿號南岡祖諱忠顯考諱忠考實從四位上中將讚岐守松平頼儀第五子也、天保六年出爲忠考嗣、五月始謁大將軍文恭公、列干帝鑑班襲封五萬石居參河岡崎城、十二月叙從五位下、任中務大輔、七年秋禾稼不登、參河盜起、公出兵鎮之、而封內肅然、十四年四月大將軍愼德公登晃山拜先廟、命守古道口隊、伍齊整、幕府賞之、九月任奏者弘化三年十二月兼任寺社奉行、安政二年三月爲御朱印御用掛、以勞賜佩刀一口、四年八月遷京都所司代、叙從四位下、任侍從、稱美濃守、賜物有差、六月列溜班格罷所司代、萬延元年六月爲老中、文久二年三月罷、十二月大將軍昭德公入朝、命留守江戶城、元治元年七月京都騷擾、昭德公命赴闕問候、十月復爲老中、位同列上二年五月獻金二千兩以資軍費、既而有病請罷職、十二月被允、仍列溜班格慶應二年昭德公入朝、命留守江戶



城別遣藩兵警備城州竹田口及伏見豊後橋三年大將軍德川慶喜辭軍職猶令諸侯上京會有病使嗣子忠直代行明治元年王師東下命警備駿府旋守衛東京城二年二月奉還封土尋致仕十六年一月二十九日以病卒東京本郷森川之邸距其生文化十四年二月二十六日享年六十七葬淺草誓願寺公風儀端肅性强記洞盡古今通達事體其仕幕府也恭謙抑遜公平廉潔內外苞苴一無所受癸丑以來海關多警而公翼贊之功固不鮮又留心家政督文勵武興養老之典墾荒蕪之地美政頗多矣維新之後憂舊藩士失業設永產之法所謂岡崎講者是也平生自奉儉素不近聲色善騎多畜善馬如輿產稱春野者養飼二十年及斃立墓表之又好刀劍如鄉義弘作易簣之日猶不離側尤嗜學劇務之際猶能賦詩格調典雅優入作者之域所著南岡詩稿盛唐詩鈔盛唐名家詩分類晚唐絕句鈔駝駒小駿等若干卷公配本多氏乃忠考之長女生三男四女男及其三女皆天養從五位下肥後守本多忠鄰四子忠肇亦早世尋養從五位下遠江守牧野康哉二子忠直爲嗣配以其女亦卒孫忠敬承後忠敬者忠考庶子忠胤之長子也忠直無子故養爲嗣公之卒也舊藩臣謀所以不朽功德持狀來請銘嗚呼此舉也不獨可知公之恩澤入人之深亦足以見舊臣之厚於故主矣故不敢辭而爲之銘銘曰

不有文事 何以治國 不有武備 何以扞敵

乃文乃武 以盡其職 安撫民人 多垂勳績

映世之社 赫赫祖德 公與之配 永享血食

明治二十年一月 元老院議官從四位 中村正直撰

內閣書記官正五位勳五等 今井之恭書

井龜泉刻字

天保七年九月暴徒一揆の際、岡崎藩主忠民より老中へ差出たる届書は、能く當時の詳細を盡せるを以て次に引用す、その届書は三通ありて、初め二通は、其時々に出出でたるもの、後の一通は鎮定後に前後を通じて詳に真相を述べたものである。

最初一通の届書、

私在所參州岡崎領分額田郡仁木村役人共より、當廿二日役人共迄申届候は他領北山中邊之者共、此砌米穀拂底に付所々居宅を打毀可申と、致徒黨凡貳千人程も相集、右仁木村之者共にも一味いたし候様、若不同心に候はば村方厄介に可相成旨、村繼にて申越候趣に付、一味不致候様早速役人共

差出候處、引續領分同郡折地村より及注進候は、今朝大勢集り庄屋宅を打毀候段役人共迄申越候に付、右之通領分（今下山村田折）えも取懸り及狼籍候事故、難捨置小勢之内取治申度早々人數差向候處、折地村は徒黨共引退申候、然る處同夜領分同郡大谷村え差出置役人共より申越候は、徒黨之者共二手に分れ、松平數馬知行所瀧脇村、久世三四郎知行所澤田村え相集り、右大谷村並渡通津村へ一同辨當持參罷出候様、左も無之候は、村方に入込打毀可申由申越、所々可及亂妨候様子之旨相聞候に付、早々右大谷村えも人數差出置候處、同二十三日松平石見守領分奥殿も騒々敷候に付、同人家來より加勢之義頼來り候に付、同人領分桑原村えも早々人數差出申候、且又御代官平岡熊太郎よりも支配所細川村え人數差出候様申越候に付、右支配所えも手當申付置候、今廿四日徒黨之者共尾州殿御家來渡邊半藏知行所寺部並に内藤丹波守領分舉母えも及亂妨に候趣に付、右之邊へも夫々手別申付人數差出、領分之義は勿論、夫々手當申付置候、委細の義は追而申上候得共、先此段御届申上候以上

九月廿四日

次の一通は、

當廿四日御届申上候私在所參州岡崎近邊に徒黨者共相集り及亂妨狼籍候義、當分手當として早速人數出、尤御代官平岡熊太郎より懸合も有之候に付、追々所々え人數差出趣候御届申上置候、其後同姓主水知行所同國加茂郡足助陣屋近邊えも徒黨大勢罷越、及狼籍候之由同人家來共より申越候に付、右足助えも早速加勢之人數差遣候、然る所所々え差遣置候人數に而徒黨之者共取押申候、同廿六日より次第に穩に相成候に付、廿二日より所々に差置候人數追々引取申候、委細の義は追而可申上候得共、先此段御届申上候以上

九月廿七日

最後に事詳細に届出たるものは、

私在所參州岡崎領分近邊にて、徒黨の者亂妨狼籍之義に付、領分手當として早速人數差出、並追々近領へも人數差出し候趣、先不取敢去月廿四日御届申上、同廿六日より穩に相成候に付、追々人數引取候段同廿七日御届申上、委細之義は追つて可申上旨申上置候、右者去月廿二日未の上刻頃、城下

より二里程相隔候領分額田郡仁木村より、他領北山中邊にて何者に候哉凡二千人程致徒黨、一味不仕候村々へ村方厄介に可相成段村繼を以て廻文有之候段注進仕に付、領分の者共一味不仕候様爲取締早々代官の者共手附差添右村並向寄村々え差出引つゞき徒黨の者共爲取鎮者頭貳組郷目付等差添右仁木村え差出置候所隣村同郡細川村は平岡熊太郎支配御領所にて、同人手代出役仕り手當之義申聞候間、旁右仁木村に固罷在候、然る所城下より六里程相隔り候領分同郡折地村より、徒黨之者共他領村々所々打毀、夫より右折地村え大勢押寄、庄屋宅打毀、村中一味不致候はゞ家毎に可打潰旨申聞候由なご、亂妨之次第注進有之、且同村向寄領分同郡大谷村よりも、折地村打毀夫より押來るべき旨注進有之候に付、早速右人數同村え差向置候處、同廿二日夜右家來之者より、徒黨之者共他領加茂郡六所山邊に凡千人程も相集り、翌曉は領分渡通津村え押寄可申由にて、右大谷村渡通津村え徒黨の者より村繼にて廻文致候趣も相聞候旨注進有之候に付、尙又者頭一組郡奉行同心共召連、郷目付其外家來共早々大谷村え差出候處、同村近邊え御徒黨共押寄申さず、松平石見守領分加茂郡中村中

垣村邊え押寄候由之處、右場所は他領程遠之義に付、大谷村固之人數は仁木村え罷越相固罷在候、同廿三日曉石見守領分額田郡與殿陣屋より、徒黨之者共中村と申所迄押寄、同所米會所打潰し陣屋近く押來候趣、徒黨多人數之事故、加勢頼度よし申越、引續同人家來罷越、徒黨之者え理解申聞、先づ穩に相成候間、加勢に不及旨申聞候、然る處間もなく下川田村邊より中村迄徒黨之者多人數押寄、同人陣屋近く可相成段注進有之候に付、仁木村に固居候人數與殿え相向け候途中に、與殿陣屋より家來罷出、又候徒黨押來候間、桑原村迄人數差向吳候様申聞候に付、同陣屋前迄罷越相固め居、右之趣仁木村に殘居候、家來より申越候に付、尙又大目付手附召連差出申候、且徒黨共與殿陣屋之方えは押寄せず、道を替引退き陣屋下穩に相成候に付、仁木村え人數引取固め罷在候家來共え、徒黨之者共御領所東廣瀬御林字勘八山に相籠り候旨注進有之候に付、仁木村固め罷在候家來共、翌廿四日曉人數引纏同村え繰出候處、徒黨之内え他國之者も加り候哉にて、多人數に相成、曉方より勘八山を引退き、加茂郡寺部尾張殿家老渡邊半藏知行所並同郡舉母内藤丹波守城下えも押寄候趣に相聞へ、右は他領之義に候得

共、追々人數も相増右躰押寄行候間、豫々被仰出御趣意も有之候に付、押寄候先々え人數相向け右之通他領迄人數繰出、仁木村手薄之旨同村に殘居候家來より注進有之候間、尙又同所え者頭壹組差出固め罷在候處、右家來え平岡熊太郎方より、御領所加茂郡北曾根村市野村一色村石鷲村簀作村松峯村押澤村篠原村平畑村平瀬村木瀬村折平村右之村々より注進有之候間、徒黨之内殘黨に候哉、加茂郡猿投近邊え相移り、又々人數相集り騒立候よし申出候に付、手當之儀申越候間、右向寄領分碧海郡北野村邊迄繰出候處、徒黨共右邊えは寄來不申、且又領分同郡大林村役人より徒黨共押寄候風聞有之旨、仁木村固之人數え注進有之候に付、右大林村え相向け固罷在候處、徒黨共右之通えも押寄不參、追々北手え致退散候旨注進有之候に付、又々仁木村え引取申候、同日又候大谷村えも徒黨共押寄候風聞有之候段注進に付、尙又大谷村え者頭一組郷目付差出、同村に固罷在候、前條徒黨共押寄候先々他領え向け候人數は、渡邊半藏知行所山室村と申處迄罷越候所、徒黨之者は寺部より過半舉母え押寄候よし之注進候に付、家來之者

共も二手に相分れ、一手は舉母之方え相向け候處、同城下邊にて鐵砲之音相響、無程徒黨共之内逃來候に付、差押へ相糺候處、何れも寺部領之者之由に有之、其節尾張殿鳴海詰家來より、手附を以て、渡邊半藏知行所村々え徒黨之者共致亂妨候に付、爲取鎮致出張候間、加勢吳候様申聞、且右差押置候者共は寺部領之者に候段申述候故、右請取度由に付、右手附之者え引渡、其以前舉母城内え使を以て案内申入置、同城下立岩え罷越無程寺部領堤之方に引取申候、前條山室村より寺部え相向候一手は、渡邊半藏知行所陣屋へ家來之者罷越、同人家來出會仕加勢之儀頼有之候、其節陣屋より西之方四五町相隔堤之上に徒黨之者共集居候由に付、寺部領澁川村より人數二手に相別、徒黨之者共を左右より取圍、三百五十四人捕押、鉋鎌脇差等取揚、村名相糺、右之内七拾八人は寺部領分之者に付、取揚候品々共直に半藏家來え引渡、八拾一人は石川伊豫守知行所之者に候故、同人家來其場え罷越候に付、同様引渡、其以前私家來共之内、川巾壹町程相隔向河原内藤丹波守領分にて、徒黨之者凡五百人程集、酒十四五樽程並飯入候桶など取散、貪居を見受候間、船にて相渡、徒黨之者共を取圍、不退様致手當、鉋鎌等取揚候内、

丹波守家來追々人數引纏其場に罷越挨拶有之徒黨共は丹波守家來捕押候に付私家來は丹波守家來任案内同城下立岩え罷越無程寺部領堤え引取申候且又最前同城下立岩より引取候一手之人數は寺部領堤にて捕押候徒黨之者共引渡殘之分百九十五人夫々領主地頭家來共へ懸合可申と取調罷在候内跡一手之人數も立岩より寺部領堤迄一手に相成候處寺部領え罷越居候尾張殿家來より御料所勘八山に徒黨共多勢集居候由申越候に付一手之人數は同所え差向一手之者を取殘前書引渡方取調百九十五人之分は何れも小給所之百姓共にて早速引渡方も出來兼其上右之者共得と相糺候處頭取之者も無之全く無據罷出候趣に付段々理解申聞候處何も致承伏候に付歸村之義取斗且又勘八山へ相向候所之一手之人數差向候以前徒黨之者共勘八山を致退散候其場へ罷越候途中寺部領平井村にて徒黨共三十三人猶又捕押鉋鎌等取揚大嶋陣屋石川伊豫守家來へ預置追て夫々領主地頭え引渡夜中に相成候て伊豫守知行所力石村如意寺院に休息仕候且又同姓主水知行所加茂郡足助陣屋下へも徒黨共押寄候趣相聞候間人數差向吳候様申越候に付同廿五日曉右人數差向候處徒

黨之者共亂妨狼藉之所業に付其節手配仕候所々にて貳百三十八人捕押候處殘黨之者共は何處歟へ逃去申候捕押徒黨之者共は夫々領主地頭家來え主水家來より引渡申候且寺部堤にて歸村之義取斗置候者共夫々地頭家來共え私家來共より掛合候て歸村之者共猶又手當も申遣置候同日領分碧海郡矢作村より徒黨之者往還筋にも可參哉之風聞有之趣注進有之候に付是又者頭一組其外家來共差出候茶屋村えも郷目付差遣固申付置候且又領分北野村より申出候は舉母より西南に當り鐵砲之音致し右は多分加茂郡猿投邊にも可有之旨並其外追々之注進或西手往還筋え押移候徒黨共之内には鐵砲所持の者も有之哉之風聞につき猶又爲手當家來之者共尾崎村え差出置候  
右之通近領之者共騒立最初は凡千人余之注進に御座候得共追々相加り一旦は凡四五千人も相集候哉之風聞にて不容易儀に付領分其向々に嚴重に手當申付置候處徒黨共領分えは押來不申候  
廿六日に相成候ては徒黨共何れにか散亂仕近領共穩に相鎮候につき追々人數引取申候且私領分にては額田郡折地村にて最初庄屋宅打毀候砌

右村并隣村之田代村の者共え、徒黨之者共より不致一味候は家毎に打潰可申と申威し、未だ家來共右村へ參着せざる以前、先方は多勢之事故右兩村にて十人徒黨え加り候得共、素一味不致心得に付、徒黨共之透を見合孰も歸村仕候旨、右十人之者共は一通相糺候上手當申付置候、其外領分之内にて徒黨に相加り候者は無き趣に御座候、且又私領分にては、折地村庄屋宅一軒打毀候而已にて、外別條無御座候、  
後愈靜謐に相成申候、此段御届申上候以上、

十月十六日

慶應三年十月京都に上るべき命を受け、ついで駿府城の守衛並に東京の警衛等の次第を知らんため、當時の記録を掲ぐ。

慶應三年十月より明治二年までの記録

○慶應三丁卯年十月廿六日

一、傳奏日野大納言殿より御達

御用之儀有之被召候期限來月中必可有上京候事

但用意出來有之向ハ不拘期限早々上着可有之事

○同四年二月十六日

一、尾州待賓館ニ於テ重臣都筑惣左衛門へ御達、本多紀伊守儀今般從總督府一應駿府城代改テ被仰付候處、小藩之儀ニ付近傍諸藩ヨリ援兵可請旨ヲモ兼テ紀伊守へ御沙汰之趣有之、橋本殿、柳原殿兩卿へモ伺濟之事ニ付、當分之内水野出羽守申合嚴重致守衛若賊徒相伺候節ハ神速討取可抽忠勤事

二月六日

尾張勤王誘引掛

本多美濃守殿

一、駿府御守衛改テ尾州殿ヨリ被仰付

本多紀伊守

今般總督府ヨリ駿府城代改テ被仰付候處、小藩之儀ニ付其許人數兼テ差出置城代ハ勿論水野出羽守申談嚴重致守衛若賊徒等相伺候節ハ神速討取猶此上可抽忠勤旨總督府御沙汰候事

二月六日

尾張大納言

本多美濃守殿

○辰三月十日

一、於駿府重臣都筑惣左衛門え參謀方ヨリ御達

岡崎藩

此度出兵人數之内銃隊半小隊上ヶ土村へ爲斥候出張被仰付候旨御沙汰候事

一、於駿府重臣都筑惣左衛門え御達

明八日大總督府宮御進發ニ相成候間當所警衛向嚴重可相心得尤市中え一ヶ所見張番所相立晝夜共十人斗ツ、市中其外共巡羅可致若賊徒躰之者見聞候ハ、早速取締可申事半小隊ハ江尻宿へ差出海陸心ヲ付往來旅人嚴重ニ途吟味可相改候相改候ハ、異變モ無之向ハ改候趣旨判付ニテ書付可相渡事

但登リノ方ハ印鑑無之向ハ猶又厚可相改候事

四月七日

參謀

○辰四月廿九日

一、於京都表軍防局ヨリ御達

本多美濃守

松平肥後其他賊徒等益反逆相募北越ヨリ信笏表ニ侵入之段相聞ニ付尾

張前大納言へ追討被仰出其藩之儀モ同様被仰付候條萬端尾劾申談同心戮力速ニ逆賊討代可致旨御沙汰候事

○辰閏四月三日

一、於京都表軍防局へ伺旨

松平肥後其他賊徒等益反逆相募北越ヨリ信州表へ侵入之段被爲聞食候ニ付尾張前大納言へ被仰出弊藩之儀モ同様被仰付候條萬端尾張へ申談同心戮力速ニ逆賊討伐可致旨以御書付被仰付渡難有奉敬承候依之迅速以急使美濃守へ申遣候上尾張へ談シ御沙汰之通出兵盡力可仕候得共駿府御城之儀嚴重御守衛仕候様兼テ被仰付相當之人數差出有之候折柄右御達之趣ニテハ駿府モ最寄之儀同所へ増人數差出不申候テハ難相成場合モ可有之哉尤賊徒之形勢變動等相伺之上時宜ニ寄可然義ニ御座候哉併シ信州表之方專務ニ相心得右駿信兩様共嚴重出兵仕度候得共何分小藩之義難行届哉ニ付品ニ寄駿府御守衛之人數ヲモ操替信州方へ差向候テモ不苦候哉此段奉伺候何卒急速御指揮可被成下候以上

本多美濃守家來

壬四月三日

井上九兵衛

軍防令御役所

御附箋 駿府城猶又堅固ニ相守別段出兵ニ不及候事

○辰五月廿四日

一、駿府ニ於テ參謀方ヨリ重臣都筑惣左衛門へ御達  
遊撃隊ヲ始メ林昌之助等之賊徒共沼津表ニ謹慎不相守何レヘカ亂行致  
候趣ニ付萬一駿府方角へ罷越候ハ、無二念田中藩ト戮力シ速ニ討滅可  
致旨副總督被仰出候事

但襲來模様有之候ハ、早速當御本陣營へ可有報知應援ハ十分御軍配  
ニ相成候間安意決志一途ニ成功可致候事

東海道副總督府

五月廿二日

參 謀

○辰五月廿九日

本多美濃守

一、參州吉田裁判所ヨリノ達

此度駿州邊賊徒襲來之趣不容易事件ニ聞候就テハ何時出兵申付候モ難  
斗候間兵隊備置沙汰次第不移時日彼地へ出張自然賊徒侵入候ハ、防禦  
粉骨勉勵可有之候事

五月廿九日

總 督

○右同日

一、四條様岡崎表御休ニテ御通行ニ付御用伺トシテ奉行差出候處參謀方ヨ  
リ御達二小隊聊無猶豫明晚吉田表迄急速人數可差出旨御沙汰候事

○右同日

一、駿府表ニ於テ左之通御届書甲州表副總督府へ差出ス  
方今遊撃隊ヲ始メ林昌之助等之賊徒共謹慎不相守何方ヘカ致亂行候趣  
御達有之候ニ付則御請書差上置夫々無油斷手配致シ尤探索方嚴重申付  
候處箱根關門邊ニテ戰ニモ及候趣之處小田原藩ヨリモ出兵官軍方御人  
數モ追々御繰出ニテ賊徒共速ニ御討取ニ相成候由相聞申候乍去此上殘  
徒何方へ立廻罷越候哉難斗時宜ニ寄出兵御守衛人數ノ内ヲモ田中藩其  
外申談討賊可仕心得ニ御座候先ハ探索之模様御注進奉申上候以上



○辰五月晦日

一、殘賊爲斥候步卒隊之内分隊上土村へ差出候段御届書駿府表裁判所へ差出候事

○辰六月十日

一、駿府重臣林主水へ御達

本多美濃守隊長

清水港警衛土井淡路守人數吉田表へ繰上相成候旨申來候ニ付右爲代一小隊同所へ出張可有之事

○同月十二日

一、駿府差配所ヨリ御達

本多美濃守隊長

今般箱根屯集之賊徒一條ニ付テハ何レモ盡力奮勵手配等無遺漏行届候段御鎮台達御聞深御感悅被爲在大暑之節別テ大義被思召候依テ御酒被下之猶此上各藩同心戮力可抽忠勤旨御沙汰候事

○同月十八日

一、駿府差配所へ御届書差出ス  
去月晦日御届申上候通殘賊爲斥候上土村へ步卒隊之内分隊出張爲仕置候處今度御沙汰之次第モ御座候ニ付爲引取申候此段御届奉申上候以上

○辰七月六日

一、駿府表ニ於テ判事山田市郎右衛門ヨリ御達

岡崎藩隊長

清水港出張之人數府中表へ引揚市中巡邏可致候事

○同月廿五日

一、參謀方ヨリ左ノ御達書

駿府之儀ハ既ニ徳川家へ引渡相濟候ニ付是迄警衛持場其儘差置兵隊引纏早々出府可有之別紙達候ニ付差送此段申入候也

大總督府下參謀

七月

駿府出張岡崎藩長官中

別紙

其藩兵隊御用向有之候條早々出府可有之旨御沙汰候事

○同月廿七日

一、就御用大名小路屋敷可差上旨御達有之八月四日差上相濟候事

○同月廿九日

一、左之通御届書差出ス

駿河國江尻御關門警衛美濃守へ被仰付置候處被成御免候ニ付去ル廿日同所引揚翌廿一日駿府表へ引揚申候此段御届奉申上候以上

○辰八月十九日

一、左之通御達

岡崎藩

幸橋 人數三十人 新橋 同十人

右番所警衛被仰付候條勝田總吉人數と交代可有之旨御沙汰候事  
但新橋平日一切御用之節開排可有之事

岡崎藩拾五人

淺草御藏警衛可有之旨御沙汰候事

○同月廿二日

一、左之通御達

岡崎藩二十人

銀座守衛被仰付候條田中藩と交代可有之旨御沙汰候事

○辰十月七日

一、本郷森川宿居屋敷淺草天王町居屋敷共願之通下賜候旨御沙汰候事

○辰十一月廿七日

岡崎藩

新橋 幸橋御門 淺草藏所 銀座

右四ヶ所警衛申付置候處被免候事

本丸大手 内櫻田御門

右二ヶ所警衛可有之旨御沙汰候事

○辰十二月九日

一、同姓能登守隱居被仰付領地之内二千石被召上家名相續之者可願出旨被仰渡候就テハ御預ケ謹慎御免被成下候儀ニ御座候哉此段奉伺候以上

本多美濃守家來

三月九日

木戸太郎左衛門

辨事御中

御付札 家名相續被仰付候迄ハ是迄之通可相心得候事

○明治二年己正月廿五日

一、於京都左之通願書差出ス

悴平八郎叙爵之儀私先代之例モ御座候間拜賜仕度奉存候此段宜御評議被仰付被下候ハ、難有仕合奉存候以上

正月廿九日

本多美濃守

辨事御中

覺

從五位下

中務大輔初代忠勝

從五位下

中務大輔忠刻

美濃守忠政嫡子部屋住

從四位下

中務大輔政長

從四位下侍從

中務大輔忠國

但四位ニ被叙候以前  
ニ中務大輔ニ被任

但前同斷

從四位下侍從

中務大輔忠良

從五位下

中務大輔忠敏

但前同斷

從五位下

中務大輔忠盈

從五位下

中務大輔忠肅

從五位下

中務大輔忠典

從五位下

中務大輔忠顯

從五位下

中務大輔忠考

以上

○己二月十三日

一、於京都左之願書差出ス

臣忠民謹而奉言上候方今王政復古邦内遐方迄畢ク朝政ヲ仰ク如此更始一新之際ニ付藩縣一治之御制置被爲在候上ハ素ヨリ天地一民モ私屬ニテ無之因テ小藩ニハ候得共土地人民版籍悉皆奉返上候宜以朝裁何分之御措置被仰出候様伏テ奉懇願候誠恐惶頓首謹言

二月十三日

本多美濃守

辨事御中

○同月十四日

一、東園宰相中將殿ヨリ左之御書付御渡

今般土地人民版籍奉還可致之旨及建言候條全ク忠誠之志深ク叡感被思

召候猶東京御再幸之上會議ヲ經公論ヲ爲竭何分之御沙汰可被爲在候得者版籍之義ハ一應取調可差出旨被仰渡候事

二月

行政官

○同月十五日

一、病氣ニ付隠居願書差出ス

○同月二十日

一、病氣ニ付隠居願之通被聞食届候事

中務大輔忠直

### 第十九節 中務大輔忠直

始め信之助、牧野遠江守康哉の第二子、弘化元辰年信州に生る、美濃守忠民に養はれて嗣となり、明治元年三月召により父に代りて京に上り、同月十六日參内天機を奉伺し、十八日神祇御誓約に加名し、四月に駿府城守衛のため一旦歸城し、明治二年正月更に上京禁裏御番を命せられ、二月十五日家を繼ぎ、同時に従五位下中務大輔の叙任があり、此年三月御東幸後もなほ京に留りて守衛したるが、六月に版籍を奉還し、ついで岡崎藩知事に命せられたる爲



本多忠直肖像

(藏家爵子多本)

版籍奉還に至るまでの記録

め、七月に岡崎にかへつた。

次の記録に據りて、能く版籍奉還に至るまでの経過を知る事を得るを以て、之を擧げて其の次第を明にした。

○慶應三年卯十二月廿三日

一、若殿(忠直)豫て御出仕願御伺相濟候に付御留府中爲伺御機嫌本登守同道初て登城之事

○同四年(明治元年)戊辰正月十五日

若殿着城之事

○同三月二日御達

一、大總督府様よりの御達書掛川宿御出立にて參謀方より到來御聞之儀候間兼て上京之儀被仰付候得共來月五日御親征大坂行幸被仰出候に付速に上京可致候旨大總督宮被仰出候事

但段々御用も仰付在之候事故人數等召連に不及候尤於京都可被仰渡之處急速御用に付從大總督府被仰達候事

大總督府

○同月十二日

上京の御届 上京仕候に付御届出候事

○同月十六日

參内天氣御伺准后御方御機嫌御伺申上候事

○同月十八日

去る十二日以書付委細御届奉申上候通今般平八郎儀御用に付入京被仰付候處未御用向不被仰付候得共入京之諸侯方御振合も承知仕候に付御所向勤番之儀奉願候様可仕候哉御内慮奉伺候何卒宜御沙汰被仰下候様仕度奉存候以上

三月十八日

本多平八郎家來

井上九兵衛

同廿三日御附札

御所向勤番之儀は同列申談可相勤候事

○同月十八日

一、左之御書付辰半刻過禁裏御内荒木盈太郎持參去十四日天神地祇御祭祀御誓約被爲在候節相洩候面々加名可有之旨被仰出候間今十八日巳刻參朝可有之候事

但衣冠着用若用意無之向は直垂着用可致尤於服者も參朝之事

三月十八日

辨 事

本多平八郎殿

一、右に付即刻參内御誓約え加名仕且御元服御歡並准后宮宣下被遊候御歡申上候事

○三月廿五日

一、太政官辨事傳達所え左之御内慮伺差出ス今般御用に付入京被仰付去る十二日京着仕候處參内被仰付窺天氣首尾能相濟其後も折々參内等被仰付殊に御誓文にも加名被仰付誠に以冥加至極難有仕合奉存候然る處弊藩之儀は御親征に付從總督府様駿府御城嚴重御守衛仕候様被仰付不取敢相當之人數差出候得共時宜に寄迅速増人數等可差出候様其節御沙汰も有之候處今般上京仕候に付ては在所表

甚手薄之處當分之形勢に付ては駿府表變動も難斗候に付兼て御當地え差出置候人數をも召連一と先歸邑仕居東筋之模様に寄早々人數召連出張不仕候ては安心難相成候間別段御差向之御用も不被爲在候はゞ御當地えは重臣差置私儀急速歸邑仕度奉存候尤駿府表異狀等も無之且御當地御用之儀も被爲在候はゞ速に上京仕り度此段御内慮奉伺候宜敷御指揮可被成下候以上

三月廿五日

本多平八郎

同晦日御附札

申出候趣被聞食届に付歸邑之上駿府城嚴重可致守衛被仰出候事

○同年四月

御暇參内

○明治二己年正月九日

一、京着御届左ニ

舊臘被爲遊御着輦候に付美濃守名代相兼平八郎儀伺天氣且恐悅申上度候に付登京仕度段奉願候處願之通被仰付候間去る四日在所表出立今九

日已刻京着仕候段御届申上候以上

本多平八郎公用人

正月九日

井上九兵衛

辨事御役所

○同月同日

一、右同斷願之通被仰付候ニ付去ル四日在所表出立九日已刻京着仕候就而ハ乍恐奉伺天氣且恐悅申上度奉存候並大宮御所御機嫌ヲモ奉伺度候間宜御取成御差圖奉願候以上  
御付札。來ル十一日參朝可致候事

○同月同日

一、舊臘御着輦被爲在候ニ付美濃守名代相兼平八郎儀奉伺天機且恐悅申上度段奉願候處右願之通被仰付候間此段登京仕候ニ付女御入内無滯被爲濟候恐悅申上度宜候哉此段奉伺候以上

辨事御役所

正月十日御付札。可爲伺之通候事

○同月同日

一、此度平八郎儀上京仕候ニ付テハ相應之御用被仰付候様宜御差圖奉願候以上

辨事御役所

○同月同日

口上之覺

綾小路通坊城東へ入南角前川庄司自宅平八郎借受旅寓仕候此段御届申上候

○同年正月十一日

一、今曉六ッ半時參内天機御伺還幸恐悅並女御入内被爲濟候恐悅且年頭御祝詞仰上五番之御組え加入蒙仰退出より大宮御所中宮御所御機嫌御伺申上候事

○同月十五日

一、今曉六ッ半時初當番として參内仕候處御料理頂戴退出より大宮御所中宮御所御回勤申上候事

○同月二十七日

一、非藏人口へ御呼出に付公用人楠田慶藏罷出候處千種中將様より御書付御渡

本多平八郎

今般致上京候處御満足被思召候然る處列藩來る四月中旬限東京え罷下候様被仰候に付速に御暇を可賜之處御模様有之乍大義東京御出輦迄滯京可致旨被仰出候事

正月廿七日

行政官

○同月晦日

一、辨事御役所より非藏人口へ御呼出に付公用人渡利應介罷出候處左之通御達御書付は連名に付寫取持歸る

細川中將 淺野新少將 眞田信濃守

本多平八郎 酒井雅樂頭 鍋島欽八郎

松浦豊太郎 黒田少將 本多肥後守

中川安丸



其方共東京御出糞迄滯京被仰付候に付御番被免候旨御沙汰候事  
但五日に一度爲天機伺參朝可有之事

正月

行政官

○二月十七日

一、非藏人口へ重臣御呼出之處差支候に付重臣代服部平兵衛罷出候處千種  
中將様より左之御書付御渡

本多平八郎

御東幸御留守中靜寛院宮御警衛被仰付候事

但萬一御近火等有之節は早速參入勿論之義に付伺候之處等前以右御  
所取次え申合可置候事

二月

行政官

○同月廿日

一、千種中將殿より左之通御達

本多平八郎

父美濃守病氣に付隱居願之通被聞召届家督無相違其方に被下置候旨被

仰出候事

明治二年巳二月

太政官印

本多平八郎

仕中務大輔

叙從五位下

右

宣下候事

二月

行政官

右相濟御禮之義御伺中座にて衣冠と取替候上御禮首尾好仰上退出より大  
宮御所中宮御所並輔相三條右大臣様辨事御當番千種中將様御回歡申候事

○同月廿三日

一、今般御家督被爲蒙仰且御叙爵宣下ニ付禁中御奏者所え重臣代を以て獻  
上左之通

御家督之御禮

御官位之御禮

禁中え

禁中え

御太刀一腰

右同斷

大官御所え

大宮御所え

干鯛一箱

右同斷

中宮御所え

中宮御所え

干鯛一箱

右同斷

○三月七日

今曉九時半時參朝仕候處辨事中より左之御書付御渡

今般御東幸御留守之儀大切之事苦勞ニ被思召候得共別て勉勵奉職可有之旨御沙汰候事

但今日被仰渡候儀於御前親敷御沙汰可被爲在思召之處段々御多事御見合も無之候ニ付不及其義猶兼て御設之酒肴下賜候事

三月

一、御發輦之節南門脇にて御見立申上候事

○同月八日

一、非藏人口にて東園宰相中將様より池田様衆え左之御書付御渡有之候旨

にて御通達

藤堂大學頭

池田武藏守

酒井雅樂頭

本多中務大輔

其藩々申合せ御留守中爲伺御靜謐一月三度一人宛辨事え可罷出候事

三月

行政官

○六月十九日

一、於東京被仰渡左ニ

本多中務大輔

今般版籍奉還之義ニ付深ク時勢ヲ被爲察廣ク公議ヲ被爲採政令歸一之思食ヲ以テ言上之通被聞食事

六月

行政官

本多中務大輔

岡崎藩知事

被仰付候事

明治二年己六月

朱印

○七月廿四日

一、於西京非藏人口え重臣出頭候様御達ニ付重臣都筑惣左衛門罷出候處左之通御達有之

本多中務大輔

御留守中靜寛院宮御警衛被仰付置候處今般藩知事被仰候ニ付歸藩可致旨御沙汰候事

七月

大政官

明治二年六月に藩中職制の變稱あり即ち

御家老	<small>職制御變稱</small>	御用人	改家知事
御者頭	<small>改執政</small>	御勘定奉行	改會計知事

三御奉行	改民政主事	大目付	改監察
<small>社寺驛遞取締 宗門取調兼帶</small>		<small>刑法兼帶</small>	

御留守居	改公用人	御歩行目付	改小監
郷御横目	改民政監察	御代官	改民政庶務
直段目付	改會計小監	大納戸	改用度方
御勝手元	改會計元締	御小納戸	改尙衣方
御作事	改營繕吏	御藏役	改倉庫方
小頭	改小長	同	改捕亡方
右之通り			

己六月

民政方

藩は大中小の三藩に分ち

知事一人

掌知藩内祠社戸口名籍字養士民布教化敦風俗收租稅督賦役判賞刑知僧尼名籍兼藩兵

大參事 權大參事

少參事 權少參事

を置く

岡崎藩にては

大參事 大谷左門介 伊藤太兵衛 河面主税

少參事 熊谷瀨兵衛 渡利應介 中野四郎大夫 楠田慶藏

中村蔣作

權少參事 志水三右衛門

が任せられた(領土篇村制ノ部参照)

藩知事に任せられ、岡崎城内二の丸に住居の件、家祿高五分の一を貧民救助等のため進納の件、明治四年七月藩知事を免じ上京を命ぜられ本郷森川邸内借用の義、同五年四月洋行願並に出立届等の記録を掲ぐ。

○明治二年九月五日

一、左之伺書辨官へ差出ス

従前藩知事義岡崎城内二ノ丸ニ住居仕候處以後住居如何相心得可申哉  
此段奉伺候以上

此附札 大廨と私第と區別相立候はゞ城内住居不苦候事

○明治四辛未年二月

一、東京府貫屬被仰付候事

○同年三月

一、左之通願書差出ス

貳千百參拾五石壹斗五升五合貳勺

私儀

右家祿高下賜過分至極ニ奉存候就テハ在職中祿高五分ノ一進上仕聊窮民救助且文武生育資等補助仕度此段奉願候以上

三月廿四日

岡崎藩知事本多忠直

辨官御中

御附札 書面申立之趣尤之儀ニ付願之通被仰付候事

○同年七月

岡崎藩知事本多忠直

一、免本官

辛未七月

太政官

○同月

一、別紙之通被仰出候條此旨相達候事

辛未七月

東京府

從五位本多忠直殿

東京府

今般諸藩被廢候ニ付テハ元知事之面々御用有之候條一同九月中歸京候様可被達候事

○八月廿二日

一、今般御用ニ付近々歸京仕候然ル處先般賜候淺草須賀町私邸之内建物無御座差向差支候間甚自由間敷儀ニハ御座候得共暫之内岡崎縣出張所本郷森川宿邸内建家作別紙圖面朱引之分五十三坪拜借仕度尤同縣へモ及掛合候處差支無之旨ニ付此段奉願候以上

八月廿二日

從五位本多忠直

東京府御中

御附札 書面本郷森川宿岡崎縣邸内繪圖面朱引之通當分拜借相濟候事

○同月廿五日

一、先般歸京被仰出候ニ付參州岡崎表去ル十五日出立昨廿四日着京仕候條此段御届申上候以上

八月廿五日

從五位本多忠直

東京府御中

○同十月

一、舊官邸内拜借願濟之上居住罷在候處今般諸縣邸一般上地被仰付候ニ付テハ早速引退可申儀トモ有可之ト存候得共何分賜邸之儀ハ曾テ申上置候通住居向等無之差支候間此分上地是迄罷在候岡崎縣邸家作共悉皆引替下賜候様仕度仍テ兩邸略圖相添此段奉願候以上

十月二日

從五位本多忠直

御附札 書面淺草私邸上地可致本郷森川宿岡崎縣邸宅願之通引替下賜候事

○明治五<sub>壬</sub>年三月

寄宿願之儀

伯父 本多忠胤 忠胤長男 本多敬千代 同人二男本多鏡次郎  
同人三男本多賢壽磨 同人妻さと

右厄介伯父本多忠胤義先般御布告之趣モ有之ニ付農業相營且祖父本多忠考義病氣ニ付未タ參州岡崎ニ滞在中ニ付傍看病爲致度候間額田縣管下同國幡豆郡羽角村ニ寄宿爲仕度奉存候此段奉願候以上

三月五日

從五位本多忠直

願之通御聞届ニ相成候條此旨相達候事

○同四月

一、洋行之儀御願

昨年十月中蒙勅詔御趣意之程感佩仕不堪恐悚之至依之一ヶ年歐羅巴ニ赴キ各國ヲ周歴シ開化之形勢ヲ目撃仕舊習ヲ洗ヒ見聞ヲ廣メ奉報皇恩萬分之一度宿意候事ニ御座候何卒渡洋之儀御聞届被成下候様此段奉願候  
四月廿日  
從五位本多忠直

○同五月

一、洋行出立御届

今度西洋各國周歴願之通御聞届ニ相成候ニ付明十五日致出立候此段御届申上候以上

かくて明治十一年十一月歸朝し、參内して天機を奉伺し、天盃を賜うた。  
明治十三年四月廿九日東京本郷森川町の邸に卒す、年三十七、谷中墓地に葬る、法名隆徳院殿深譽至誠直入大居士。

### 第二十節 雜事錄

第一項 本多家代々居城地並に石高 (第一項、第二項は幾分重複せる所もあれど、便宜の爲に擧げ置く)

中務大輔忠勝

十萬石

上總 勢州 大多喜城

美濃守忠政

十萬石

勢州 桑名城

十五萬石

播州 姫路城

慶長十五年ヨリ元和三年迄八年桑名在城、同年五萬石加増播州姫路ニ移リ、寛永八年迄十

五年居城、時ニ嫡子忠刻二十萬石ヲ賜フテ姫路城内ニ在リ、

甲斐守政朝 十五萬石 播州 姫路城

寛永八年ヨリ十五年マテ八年間在城、

内記 政勝 十五萬石 和州 郡山城

寛永十六年ヨリ寛文十一年迄三十三年間居城、

中務大輔政長 十二萬石 和州 郡山城

寛文十一年ヨリ延寶七年迄九年在城、

中務大輔忠國 十五萬石 奥州 福島城  
播州 姫路城

延寶七年ヨリ天和二年マテ四年福島居城、天和二年ヨリ寛永元年マテ十三年姫路城在

城、

吉十郎 忠孝 十五萬石 越後 村上城

寛永元年ヨリ同六年マテ六年居城、

中務大輔忠良 五萬石 參州 苅谷城  
下總 古河城

寶永七年ヨリ正徳二年迄三年苅谷居城、正徳二年ヨリ寛延四年マテ四十年古河在城、

中務大輔忠敬 五萬石 石州 濱田城  
下總 古河城

寛延四年(即寶曆元年)ヨリ寶曆九年迄九年間古河在城、此年石州濱田へ移封ヲ命セラレ、

中務大輔忠盈 五萬石 石州 濱田城

寶曆九年ヨリ明和四年迄九年濱田居城、

中務大輔忠肅 五萬石 石州 濱田城  
參州 岡崎城

明和四年ヨリ同七年迄四年濱田在城、明和七年ヨリ安永六年マテ八年間岡崎居城、

中務大輔忠典 五萬石 參州 岡崎城

安永六年ヨリ寛政二年マテ十四年岡崎居城、

中務大輔忠顯 五萬石 參州 岡崎城

寛政二年ヨリ文政四年マテ三十二年居城、

中務大輔忠孝 五萬石 參州 岡崎城

文政四年ヨリ天保六年マテ十五年居城、

中務大輔忠民 五萬石 參州 岡崎城

天保六年ヨリ

第二項 本多家代々居城之事並に年數之事

忠勝公 天正十八庚寅年八月十五日ヨリ上總大多喜十二年居城、慶長六辛丑年正月朔日

忠政公 勢州桑名八年居城、元和三年丁巳年七月十四日播州姫路ヲ賜フ、

政朝公 播州姫路八年居城、

政勝公 寛永十六年己卯年和州郡山ヲ賜フ

政長公 郡山九年在城、

忠國公 和州郡山一年居城、延寶八庚申年奥州福島三年居城、天和二壬戌年二月十二日播州姫路ヲ賜フ、

忠孝公 姫路一年、寶永六甲申五月廿八日越州村上ヲ賜フ、

忠良公 村上二年、寶永七丁丑年五月廿三日參州荻谷ヲ賜フ、三年居城、正徳二壬辰年七月十二日總州古河ヲ賜フ、

忠敬公 古河九年居城、寶曆九己卯年五月十五日石州濱田ヲ賜フ、

忠盈公 濱田九年居城、

忠肅公 濱田三年、明和六己丑十一月十八日參州岡崎ヲ賜フ、

忠典公 岡崎、寛政二甲戌年十月十八日ヨリ、文政四辛己願隱居三十二歳、

當代忠孝 岡崎、文政四辛己年二月九日ヨリ、

本多家代々居城年數之事

一、天正十八年ヨリ 大多喜城 十二年

一、慶長六年ヨリ 桑名城 十七年

一、元和三年ヨリ 姫路城 二十四年(恐く二十三年の誤であらう)

一、寛永十六年ヨリ 郡山城 四十一年

一、延寶七年ヨリ 福島城 四年

一、天和二年ヨリ 姫路城 二十三年

一、寶永元年ヨリ 村上城 七年

一、寶永七年ヨリ 荻谷城 三年

一、正徳二年ヨリ 古河城 四十八年

一、寶曆九年ヨリ 濱田城 十二年

一、明和七年ヨリ 岡崎城

(以上信介雜記)

上總國大多喜 十萬石 忠勝様

天正十八年より慶長六年迄十二年居城。同年勢州桑名へ所替

勢州桑名 十萬石 忠勝様

忠政様

忠勝様慶長年より同十五年迄十年被領、同年忠政様御家督、元和三年迄八年被領、都合十七年居城、同年五萬石加増、播州姫路へ所替、

播州姫路 十五萬石 忠政様



政朝様

政勝様

忠政様元和三年より寛永八年迄十五年領知、同年政朝様へ、御家督、翌十六年迄都合廿三年領知、和州郡山へ所替、

和州郡山

政勝様

政長様

政勝様寛永十六年より寛文十一年迄都合三十三年領知、同年政長様へ、御家督十二萬石拜領、延寶七年迄九年領知、同年忠國様へ、御家督十二萬石、御加増三萬石都合十五萬石拜領、奥州福島へ所替、郡山都合四十年領知也、

奥州福島

忠國様

延寶七年より天和二年迄四ヶ年領知、同年播姫路へ所替、

播州姫路

忠國様

天和二年より寶永六年寶二十三年領知、同年忠孝様へ、御家督、越後村上へ所替、

越後村上

忠孝様

寶永六年より同六年迄領地、同年忠良様へ、舊領之内五萬石拜領、同七年參州苧谷へ所替、

參州苧谷

忠良様

寶永七年より三年領知、正徳二年下總古河へ所替、

下總古河

五萬石

忠良様

忠敬様

正徳二年より寛延四年迄四十年領知、同年忠敬様へ、御家督、寶曆九年石州濱田へ所替、都合四十八年領知、

石州濱田

五萬石

忠盈様(初忠休)

忠肅様(初忠丘)

寶曆九年より明和四年迄九年領知、同年忠肅様へ、御家督、明和七年參州岡崎へ所替、都合十二年領知、

參州岡崎

五萬石

忠肅様

忠典様

忠顯様

(老談叢拾穂録)

第三項 職名

諸藩の職名は、藩の大小によりて幾分の相異があり、またその時々によりて多少變改する事もあつたが、まづは大同小異と云ふべきである。次に本多

家の職名を掲ぐ。

正徳二年古河に於て定められたる條目の中に、役順を擧げて左の如くしるす。

家老 番頭 同並 家老息 番頭息 番留 用人 料理間番頭 同格  
 者頭此内にて持筒頭留守居兼 定番頭 持筒頭 鎗奉行 郡奉行山方役所兼 町奉行 舟奉行浦奉兼 使番 同格 歩行頭 同格 横目 同格 普請奉行宗旨奉行兼  
 京大阪留守居 郷横目 元〆 同格 勘定頭 同格 代官足輕支配中間頭兼曲輪奉行  
 儒者 醫師 祐筆元〆 祐筆 大納戸 小納戸 諸納戸 金許 馬役  
 中間頭 茶道頭 作事方 無役土圭間 表仲之間 役掛仲之間祐筆賭役  
 歩行目付 歩行 用部屋添書子供 鷹匠 坊主 臺所人 勘定人 普請小奉行 割場小頭

なほ明和七年に定められたる役順は左の如くであるが、もとより大同小異である。

家老 番頭 同並 家老息 番頭息 番留 用人 同格 料理間番頭 同並 旗奉行 者頭 定番頭 持筒頭 鎗奉行 勘定奉行 町奉行

寺社奉行 留守居 船奉行 使番 同格 歩行頭 同格 横目 同格  
 普請奉行 宗旨奉行 京大阪留守居 破損奉行 郷横目 元〆 勘定頭 代官中間頭兼 足輕支配 儒者 醫師 祐筆元〆 同格 祐筆 大納戸  
 小納戸 諸納戸 金許 馬役 中間頭 茶道頭 作事方 無役土圭之間 表仲之間 役掛仲之間 添書 歩行目付 歩行 用部屋子供 鷹匠 坊主 臺所人 勘定人 普請小奉行 割場小頭

岡崎の町年寄控のものは一層に詳であるから重複ながら順に擧げよう。

御領主様御役順並格合覺

御家老 大御番頭 御番頭並  
 御家老息 御番頭息 御番溜 同格  
 御用人 同格 御料理間御番頭 同格  
 御旗奉行 御者頭 同格 御鎗奉行  
 御勘定奉行 郡奉行 町奉行 寺社奉行宗旨奉行兼帶  
 御留守居 御船奉行 浦奉行 使番同格  
 御歩行頭 同格 大横目 同格

御普請奉行 同格 御奥詰 御廣間番  
 御料理間詰 京大阪御留守居 御破損奉行  
 郷御横目 御勘定方 御勝手 元々 同格  
 御勘定頭 同格 御代官 御足輕支配  
 山奉行 御儒者 御醫師 御用部屋元々  
 同格 御祐筆 大御納戸 御小納戸  
 諸御納戸 御金元 御馬役 御中間頭  
 御茶道頭 御作事方 無役士圭之間 表仲之間  
 役懸之仲之間 一判取 御歩行目付 御歩行  
 御用部屋添書 同子供 御鷹匠 御坊主  
 御横目支配 御作事支配 御納戸支配 御鐵砲支配 郡奉行支配 寺  
 社奉行支配 郷御横目支配 山方支配 御勝手元々支配 大納戸支配  
 御料理人小腕方 御賄支配 上々様御附支配 御金元支配 御勘定人 御普請小奉行割  
 場小頭 忍同心 御足輕小頭 肝煎元々 御足輕 物書 支配御足輕  
 杖突 諸役割 御草履取 御中間 以上  
 刀御免

第四項 知行 高 (領上篇 参照)

本多中務大輔忠肅が明和六年十一月十八日石州濱田を改めて岡崎城に轉じたる時領知したるは

高二萬四百五十五石二斗二升九合 額田郡之内七十六ヶ村  
 内三千四百八十五石二斗八升一合 改出新田 竿延 高  
 高三萬四千八百七十一石一斗九升八合四勺 碧海郡之内五十七ヶ村  
 内四千三百八十四石一斗九升一合 改出新田 竿延 高  
 高四千八百三十六石七斗一升一合 幡豆郡之内六ヶ村  
 内七百四十一石八升七合 改出新田 竿延 高  
 都合五萬石 改出新田 竿延 高

外千五百五十二石五斗七升九合四勺 込 高  
 八千六百十石五斗五升九合 改出新田 竿延 高

總計高六萬百六十三石一斗三升八合四勺  
 右の如くであつたが、忠典の遺領を繼ぐに及んで、天明二年五月三日に次の如く二ヶ村が上地せられた。

碧海郡之内平七村 高二百七十二石六升三合

同 棚尾村 高五百六十二石二斗五升六合

合八百三十四石三斗一升九合

然し同じ年の八月十三日に右代知として左の村々を與へられた。

碧海郡之内上條村 高三百五十五石二斗八升七合

同 高木村 高二百五十五石四斗六升四合

同 同所新田 高九升五合

同 小川村之内 高二百四十四石七斗四升四合

同 同所新田 高二十三石二斗二升七合

合八百七十八石八斗一升七合

差引四十四石四斗九升八合 増し高

つゞいて天明五年に上地せられたる村は、

幡豆郡之内駿馬村 高六百六十四石五斗六升八合

であつたが、これも同年八月廿九日に左の村々を代知として與へられた。

額田郡之内石原村 高百五十九石四斗七升二合

同 龜穴村 高七十三石一斗一升五合

同 稻熊村 高二百九十一石五斗二升六合二勺

同 鳥川村之内 高百九十九石三斗四合四勺

合七百二十三石四斗一升七合六勺

差引五十八石八斗四升九合六勺 増し高

右の如き有様であつたが、寛政二年十月十八日に忠顯が家を繼げる當時の領知高は、

高二萬千八百八十二石九斗六合六勺 額田郡之内八十ヶ村

内三千四百八十九石五斗四升一合 改出新田 竿延 高

高三萬五千十二石五升九合四勺 碧海郡之内五十八ヶ村

内四千五百三石八斗七升六合 改出新田 竿延 高

高四千百八十八石八斗一升 幡豆郡之内五ヶ村

内五百二十三石六斗八升六合 改出新田 竿延 高

都合五萬石

外千八百六十六石六斗七升三合

込

高

八千五百十七石一斗三合

改出新田 竿延 高

總計六萬三百八十三石七斗七升六合

此後久しく變化がなかつたのであるが、明治二年忠直當時の領知高を調ぶると、石高稍増加せるに至れるは、碧海郡に於ける新田の開けたる結果である。即ち

高二萬千八百八十二石九斗六合六勺

額田郡之内八十ヶ村

内三千四百八十九石五斗四升一合

改出新田 竿延 高

高三萬五千五百五十石二斗四勺

碧海郡之内五十八ヶ村

内四千六百四十一石六斗一升七合

改出新田 竿延 高

高四千八百八十八石八斗一升

内五百二十三石六斗八升六合

改出新田 竿延 高

計六萬五千二百一十一石九斗一升七合

藩 地

となつてゐる。かくて奉還に及んだのである。

### 第五項 軍備 軍役

本多家の軍備、軍役の次第は、岡崎入城以前に於ては其詳細の事を明にしが

たいにしても、武勇の家柄として勉めて嚴かに組織し施設したるものであつた事は、當時姫路城に在つた美濃守忠政が元和五年幕命によりて福島正則の廣島城を請取る際の備立を見ても明に知られ、特に海軍の方の備も設けられてあつた事がわかる。其後中務大輔忠良が享保十一年三月に鹿狩の次第を記したるものに據つてもまたその一斑を窺はるゝが、こゝには岡崎入城當時定めたる明和七年五月の定目を舉げて陣立と軍役の大要をしるして置く。

### イ、陣 立

一、一番備 侍三十騎 番頭二人 物頭四組

内 鐵砲四十五挺三組 弓十五張一組 足輕六十人、外に手明十二人、但

一組に三人宛當 都合七十二人、玉藥箱等は見合之事

長柄奉行一人 鎗二十筋 持手二十人、外に手明五人、肝煎二人 都合二

十七人

旗奉行一人 旗五本 持手五人、手明十人、内吹貫二本、一本に三人づゝ

纏一本 持手二人、宰領二人 べ十九人、外に鐵砲五挺付、貝吹一人、持

手一人、大鼓一、持手二人、右何も手明一人づゝ、付、使番二人、横目二人

一、二番備 侍三十騎 番頭二人 物頭四組

内 鐵砲四十五挺三組 弓十五張一組 足輕數同斷

右之外、備之次第、一番備に同じ。

一、旗本先備 侍三十騎 物頭四組

内 鐵砲四十五挺三組 弓十五張一組 足輕六十人、其外玉藥箱、矢箱等

は前に同じ

長柄奉行一人 長柄鍵二十節 持手二十人、外に手明五人、肝煎二人

旗奉行一人 旗五本、持手五人、手明十人、内吹貫二本、一本に三人づゝ

纏壹本 持手二人、宰領二人、十九人、鐵砲五挺付

小馬印二本 持筒持より頭二人 内鐵砲三十挺 弓十張 足輕四十人

太鼓持一人

具役 一人 物頭 一組 鐵砲十五挺 仲之間 步行 人數見合 近

習供人數見合 小納戸

内 家老 番頭 用人 料理間番頭 郡同心一組 忍同心一組 使番

横目 普請奉行 破損奉行 勘定頭 元ノ 祐筆 吟味役 納戸

中間頭 持方渡 使者銀納戸 醫師針本外 馬醫 賄役 茶道 飼料

渡 料理人 幕串

城守殘 家老 番頭 番留 定番頭一人 郡奉行 町奉行 山奉行

金元 横目 吟味役 本道外科 船奉行 勘定頭一人 藏役 使

者 銀納戸 郷目付 代官 持方渡 祐筆 納戸役

此外に老人などは城内へ差置かるこの事である。

陣立は大要かくの如く定められたのであつた。

ロ、軍 役

寛延二年正月十五日古河に於て定められたるものによれば、五十石より百三十石迄は、得道具一本、百五十石は、持鍵一本、持筒一挺、百七十石より三百三十石迄、持鍵一本、持筒一挺、甲持一人、差物持一人と云ふやうに、次第に知行高の増すに従つて、武器の數も増すのである。即ち左の如し。

一、五十石より 得道具

一、百五十石 持鍵一本、持筒一挺

一、百七拾石より 持鍵壹本、持筒一挺、甲持一人、差物持一人  
 一、三百三拾石迄  
 一、五百石より 長柄二本、持鍵一本、甲持一人、差物持一人、持筒一挺、持弓一組  
 一、五百五十石迄  
 一、六百石より 長柄二本、持鍵一本、甲持一人、差物持一人、持筒二挺、持弓一組  
 一、七百石迄  
 一、八百石より 長柄三本、持鍵二本、甲持一人、差物持一人、持筒二挺、持弓一組  
 一、千二百石 長柄三本、持鍵三本、甲持一人、差物持一人、持筒二挺、持弓一組  
 かくの如き定であつて、なほ右定之外、小者召連候儀可爲勝手次第事、五百石以上馬乗一騎を召連候事、並八百石以上二騎を召連候とも勝手次第之事といふ條目も添へてある。即ち

- 一、右定之外、若黨小者數多召連候儀は可爲勝手次第事
- 一、五百石以上馬乗一騎宛召連候事、但八百石以上は二騎共召連候共勝手次第之事
- 一、二百三十石より馬取二人之事
- 一、諸頭諸奉行使番横目等役々、長柄を可除事
- 一、弓を心懸候ものは持筒に可差替事
- 一、長柄之者羽織ばれんなた鎌可差事
- 一、若黨は腰桶、小者はめんつうを可着事
- 一、家中着物三の五尺紺地胴金折かけの事
- 一、弓鐵砲頭差物一本、しない紺地胴金長さ八尺九尺但組之相印

一、使番差物白赤段々二本、しない長七尺之事  
 一、横目差物白赤段々一本、しない長八尺九尺之事  
 一、家中之駄覆黒鳥毛之事  
 一、鐵砲足輕差物二本、しない紺地胴金長さ五尺附組切相印  
 一、弓足輕差物壹本、しない紺地胴金長さ八尺附組切相印  
 などである。然るに寶曆十辰年に至つて次の如く改めた。

- 一、百五十石 得道具
- 一、二百五十石 持鎗一本、持筒一挺
- 一、三百五十石 長柄一本、持鎗一本、持筒一挺
- 一、四百五十石 長柄一本、甲持一人、持鎗一本、持筒一本、指物持一人
- 一、五百石 長柄二本、持鎗一本、指物持一人、甲持一人、指物持一人
- 一、五百五十石 長柄三本、持鎗一本、持筒二挺、持弓一挺、甲持一人、指物持一人
- 一、六百五十石 長柄三本、持鎗一本、持筒二挺、持弓一挺、甲持一人、指物持一人
- 一、七百五十石 長柄四本、持鎗二本、持筒二挺、持弓一挺、甲持一人、指物持一人
- 一、八百五十石 騎馬一騎、長柄四本、持鎗三本、持筒二挺、持弓一挺、甲持一人、指物持一人
- 一、千九百石 騎馬一騎、長柄四本、持鎗三本、持筒二挺、持弓一挺、甲持一人、指物持一人

- 一、二百石より馬取二人之事
  - 一、諸頭諸奉行使番横目等役々、長柄を可除事
  - 一、弓を心懸候ものは持筒に可指替事
  - 一、長柄之者は羽織ばれんた鎌可指事
  - 一、若黨は腰桶、小者はめんつうを可着事
  - 一、家中指物、三の五尺、こん地胴金折懸之事
  - 一、弓鐵砲頭差物一本、しない、こん地胴金長さ八尺九尺附、組之相印
  - 一、使番差物白赤段々二本、しない、長さ七尺之事
  - 一、横目差物白赤段々一本、しない、長さ八尺九尺之事
  - 一、家中駄覆黒鳥毛之事
  - 一、鐵砲足經差物二本、しない、紺地胴金長さ五尺附、組之相印
  - 一、弓足輕指物一本、しない、紺地胴金長さ八尺附、組之相印
- なほ彼の毎年十月十八日に行はれたる映世明神祭禮に立てたる軍備を見ると、隊伍整然武を練るに努めたる事も想はれて、軍立の参考ともなる。映世明神社の建立は、享保年中(或は享保十一年)の事にして、中務大輔忠良の時代である。さればこの軍備の立て方も恐くまたその時より始まつたものであらう。その備立の様は祭典の條に載す。

第六項 内達 觸書

明和七年五月岡崎城を請取りて入城するや、直に十月に一家中へ養子願、他行法談等の願役介願、御目見願、元服名替願、家來新規召抱年季者差置願、家來成敗願、屋形つはら、荅度願、役義御免願等の義の内規を示し、同じ十一月には、領内郡村庄屋組頭等に布告を出して注意を與へ、岡崎の町内は年寄庄屋へ申達した。双方文言に幾分の相違があるが、要するに領内政事上の大躰をも窺ふ事が出来る。

藩中御定書

- 一、兼而從公儀被仰出候御條目之通急度相守家中之面々常々行儀正しく末末に至迄作法能可申付事
- 一、軍役定置候通相心得兵具等分限に應じ令所持、武藝無間斷相勵可申事
- 一、屋宅衣類をかざり、或は厚味を好、無用之道具を集め不相應之奢致間敷事、附、儉約を用ひ身上取續武役相勉候様相勵可申事
- 一、家中の面々諸願横目迄可指出候、内縁之筋を以て頼候義可爲無用事
- 一、跡目之儀存生の内養子可相究候、及末期候はゞ横目を招き判形見届させ願書可差出事、附、同姓親類縁者之内を撰可相願候、相應之者於無之者家中他



所にても其品により可申付候事

一、仕置之儀子細(或は前後ともあり)不存批判致間敷候、總而異說申觸候儀堅無用たるべき事

一、家老共申付候儀聊違背申間敷候、品により存寄於有之は退候而横目を以可申達事、附、月々之用日諸役朝五時登城家老共退出迄可相詰、無據義有之候は、横目え其品を斷可罷歸事

一、本主之障有之者不可召抱候、若不存召抱本主より斷有之におゐては、相對を以て濟せ可申事

一、物頭自他之組と出入有之時、双方聞届理非に依而落着可申付候、難相濟候は、同役に可相談、其上滯儀於有之は横目を以て家老中え可申届候事

一、結徒黨致荷擔或は張文落書堅可爲無用事

一、喧嘩口論停止若有之時は令加擔候もの其科本人より可重事

一、火事喧嘩意趣切等有之時近所のもの可出合、差圖無之者其場所え出合申間敷事

一、城中火事之時諸役人諸士早速馳付、家老どもの可請差圖候、附、諸門は當番

之物頭可相守事

一、城外家中並町火事之節、風下近所は格別、其外は令在宅差圖可相待、役人は月番家老宅え相詰可申事

一、當地場所柄之儀に候間、不時に人數等差出候儀有之節、番頭其組に人少成時は他番より加え可差出候、兼而當番翌日之番頭其心得にて可罷在事

一、諸役人賄賂に耽り候義於有之は急度可申付、諸役所勘定定法可相守事、附、諸役人嚴重相勤費、間敷義於有之は無遠慮可申出候

一、家中之者町在におゐて町人百姓に對し無躰之儀申間敷候、若下より無禮有之におゐては其者之名を尋、奉行共迄可相達候、總而往還筋え罷出候ものは別而行義能、旅人之障に不相成様心得可申事、附、野畑にて作物を荒し、竹木を伐採、芝焼、礫打致間敷候、調物買懸り可爲無用候、當座に價を遣し可相求候、勿論無心ヶ敷事、堅く無用たるべく候

一、乗物者醫者極老病人、小兒者格別、其外は可爲無用候

一、鐵砲狼に打べからず、致稽古候面々は極置候場所え罷出打可申事

一、屋敷内外にて致殺生候共飛道具を用申間敷候、尤寺社領にては堅く無用

候、並獵師の殺生に相障申間敷事

一、銘々屋敷荒し申間敷事、附、屋敷前掃除無沙汰無之様可相心得候

一、御料並他領え罷越申間敷候、無據用事に而相越候はゞ横目え申届可任差圖事

一、領分之内温泉有之場え爲養生罷越候はゞ願者横目共迄差出聞届之上可相越事、附、他領にて人集候場所え忍候而罷越候義、後日相知れ候はゞ急度可申付事

右之條々急度相守可申候若違犯之輩於有之者可爲越度者也

明和七寅五月

次に、郡村庄屋組頭等への布達は

條々

一、公儀御制札之表は勿論、追々被仰出候御條目之趣急度相守可申事

一、切支丹宗門之儀、公儀御定之通堅相守、不審成者有之者早速捕置、郡奉行所え可訴出、若隠し置き外より顯るゝに於ては、庄屋組頭五人組一類共に可被行罪科、尤改之儀宗旨奉行より申付候義、聊違背致間敷事

附、新儀を立、奇怪之法を説、諸人を勧るものあらば早速可申出隠置くにおゐては可爲越度事

一、郡奉行、郷横目、代官申渡候儀、不依何事急度相守聊違背申間敷候、並御用筋に付外御役人より申付候儀、疎略致間敷事

一、往還宿間の村々道橋掃除入念、其外在中御大名様方並就御通筋致掃除、途中参懸り候ものは道脇え片附急度下座可仕候事

一、御家中侍中始末々奉公人に至迄慮外致間敷候、總而他所のものたりといふとも武家方に對し無禮於有之は可爲越度事

一、御傳馬宿より加人足先觸有之時は、晝夜にかぎらず風雨の時たりといふとも、聊無遅滞繼送り刻限無間達人馬差出、其驛馬問屋馬指差圖を請け、大切に可相勤候、勿論旅人え對し不禮無き様相慎、非分成儀申懸間敷事

附、旅人落し置候物有之は、追懸可相届、其ものに不逢時は立歸り庄屋に預け、其主尋來次第可相渡候、隱置におゐては可爲越度候、並御城下町牛馬口附之者不可乗候事

一、公儀御用之御觸狀到來候はゞ、入念改聊無遅滞先々え相達可申候、若不審

成送り物來候はゞ奉行所え訴可請差圖事

一、郷中村繼宿繼を以申越候儀は、郡奉行の判形を以不限晝夜繼送べく判形無之におゐては如何様之儀申候共致承引間敷候、若我儘申者有之は其所に押置早速可致注進事

但往還御用に付驛場より村送りは格別之事

一、總而觸事有之時、五人組家持は悉判形を取り、その外末々迄無滞行届候様可致候、遲滞有之におゐては其村之庄屋可爲越度事

一、往還之面々一夜之外は宿かし申間敷候、仔細有之は代官え訴可任差圖候、並他所之面々相煩醫師を頼候はゞ早速肝煎可遣候、重き病躰に候はゞ代官え可達事

一、火之元大切に致し、廻り之者其外晝夜無油斷心懸可申事

一、若出火有之の節は近郷より早速出合可消之、若不出合もの有之は吟味之上過料可申付事

但隣郷より郡奉行代官え早速可注進致事

一、岡崎御城下町等出火有之は、御城下より近邊之村々役人共百姓を召連、有

合火消道具を爲持、御城下町迄罷出、郷方御役人之差圖を受け相勤可申事

一、諸浪人一切不可抱置、譯立候者は代官え伺可受差圖事

附、旅人用事にて二三日逗留等之儀は格別之事

一、醫師諸商人諸職人差置候はゞ請人を取り代官え斷り可受差圖事

一、他領より出入有之候はゞ、庄屋組頭並近村役人申談可相濟、下にて取斗がたき儀は代官え可訴出事

一、御料御私料方並寺社領入組之村々は、常々別て村役人心を附、爭論無之様相心得、百姓末々に至迄出入間敷儀無之、諸事睦敷可申談事

一、從公儀當年被仰出候御高札之趣相守、不依何事徒黨間敷儀致間敷候、總て人返し境論商賣借物其外何にても私之爭論有間敷候、無據儀は代官え訴可受差圖事

一、公事人裁評場え出候節、双方不可指脇指、縁者親類たりといふとも其場え出申間敷事

附、不道理成儀を申募り、或は脇より令荷擔公事に取結び申間敷事

一、博奕三笠附其外賭之勝負御停止たり、若令違背は當人は不及申宿主共に

可爲曲事事

附、訴人致におゐては、同類なりといふとも其科をゆるし御ほうび可被下事

一、喧嘩口論可愼之、若其事有之は猥に不可駢集、所之者出合可取斗、尤人をあやめたるものは双方押置奉行所え可訴出事

附、盜賊火を附候もの、又は押賣狼籍もの有之は捕置訴可申候、隠し置、外より顯るゝにおゐては可爲越度候事

一、手負候もの隠しおき申間敷候、尤不審成疵有之ものは早速代官え可申出事

但、道路に於て相煩歩行不叶候は、村役人出合看病申付、其者之在所聞届早速代官え可訴出候、並首縊又は倒死之者は又早速可申出事

一、諸事其身之分限に應じ、奢間敷儀無之、諸祝儀佛事供養等に至迄、分限に過、花美結構成儀堅致間敷候事

一、五人組定之通不可亂、新參之百姓有之候は、早速組え入、其趣代官え可達候、組にもれ候もの差置申間敷事

一、御朱印並御除地寺社之外隱居移轉後住入院相續之儀、是迄仕來の筋、其筋々え申出可請差圖事

但、私として新規寺社建立停止之事

一、百姓遺跡之儀親之可爲遺言次第候、若證據もなく疑敷儀有之歟、或及爭論候儀有之は、其旨所之役人より奉行所え可訴出事

一、他領より御領分え引越候百姓有之候は、遂吟味先方より宗門其外子細無之旨一札を取候上可願出事

一、百姓共不依高下他領に引越申間敷候、無據子細有之におゐては代官え申出可任差圖事

但、縁組又は奉公出候儀、並日數逗留にて他所え罷越候節は、代官え願候上可任差圖事

一、男女によらず缺落もの不可隱置、其村中として早々相尋、不出時は訴出、外より顯るゝにおゐては村役人可爲越度事

一、遊女並かぶき子類抱置申間敷候、歌舞妓操其外諸勸進手次を以來候共、一切宿かし申間敷事

但、かぶき操前々より到來候場所は、其節願之筋によりて御免可在之事

一、道筋橋等常々無怠心を付危儀無之様可致事

一、百姓共耕作精に入疎略に致間敷候、御年貢未進不可致、並諸運上小物成等迄定之通無滯可出之、萬一令難澁は可爲曲事事

一、村々におゐて免割諸算用之節は、百姓等迄も立合せ甲乙無之様に可致事  
一、御年貢皆濟無之内、諸勸進奉加堅可爲停止、總而他所の非人乞食參候は、  
村送り致し、逗留致させ申間敷事

一、隠田は不及申、山林等隠しおき、後日に顯るゝにおゐては可爲曲事事

附、竹木兼而定之外、猥不可伐採、御用之節は奉行所より可任差圖候、但前々より運上にて伐來候處は格別之事

一、田畑屋敷質物に預け候は、其村之庄屋組頭五人組え相斷、證人取替し紛敷無之様可致事

但、永代賣御停止之事

一、村方におゐて無據及困窮、身體潰候體之百姓有之ば、其一村之總百姓として相互に助合、潰百姓出來不申様に兼而可申合事

但其身不覺悟にて、家業怠り遊興に耽り奢候て身上難立體に罷成候百姓有之ば、助合候に不及事

一、豊年之節は随分心懸け、夫食等も餘分に貯、凶年之節之助に致候儀、兼て百姓共心懸專用に候事

一、借物賣懸致まじく候、他所より入込候商人へ互に賣懸不致様に手形取替せ置可申候、價滯候儀申出候共取上不申候事

一、他所より來付け候商人參り候は、奉行所え相斷り差圖之上、兼て定之通相聞せ商賣致させ可申候、尤御曲輪内えは札にて出入爲致可申事

一、質物取候義入念、總て結構成拵之道具持參候は、疑敷儀無之哉と得と相糺證文を取可申候、如何と存候儀有之ば、庄屋え相斷候上代官え可訴出事

一、御領分中有來之造酒屋は格別、其外新規之商賣停止之事

一、神事祭禮、其外他僧を招致談儀候ば、寺社役所宗旨奉行代官え達可請差圖事

一、御藏手形並金銀其外之品ひろい候者、早々庄屋え相斷、代官え達奉行所え可持出、書狀書付名宛有之分は其先々え相届可申事

附庄屋組頭並御用相勤候百姓印形失ひ候歟、又は改候はゞ、代官且御用申付候筋之役所方え早速相届可申事

一、於在中鐵砲猥に打べからず、山川とも他領え入込並運上場にて諸殺生致間敷事

但古來より入會之場合は格別之事

一、郷方同心、庄屋組頭、百姓え對し理不盡成儀申懸候歟、又は私欲間敷儀於有之は、早速郷横目迄可訴出事

一、總て郷方御役人非分之儀申懸候はゞ、承引致まじく候、其上理不盡之儀於有之は、郡奉行郷横目え可訴出候、右御役人取次不申候歟、又は等閑に致候はゞ、大横目迄可訴出事

一、年中諸御役人並御足輕等に至迄、村役人並百姓共より音物又は饗應之筋堅可爲無用候、若右體之儀致懸候はゞ、急度可爲越度事

一、庄屋組頭隨分正路に申談、御領分輕き百姓迄依怙最負なく不致難儀様に取斗可申事

一、百姓共諸願直訴可爲無用、併村役人不取次時は、大庄屋迄可申出候事

一、村役人共私を以て非分成儀申付候歟、又は役錢割合或は役當て候儀、無體成事於有之は、大庄屋へ可申出事

一、御用に付而御城下に罷出、用事相濟候はゞ、早速罷歸り滯留仕間敷候、勿論平生私用にて出候節は、自分の物入たるべき事

一、御用に事を寄せ、御役人より調物詭物有之候共、承引致間敷候、御用筋を離、自分相對にて直段等も並之通百姓共商賣之爲にも相成候儀は、可爲勝手次第候、總じて御家中より詭物所に無之、外より求無據出候様之儀有之間敷候、若無體之儀申懸候面々有之歟、又は詭物之價滯候儀有之は、郷横目迄書付可指出事

右條々堅可相守、若違犯之者於有之者罪之隨輕重可被處嚴科之條、御領分末末者迄急度可被申渡者也、仍如件

明和七年十一月

服部平兵衛  
都筑外記  
松下久左衛門  
河面左仲

佐野一郎右衛門  
梶 金 平  
都筑惣左衛門

橋本文五郎殿  
遠藤與五右衛門殿  
太地源五大夫殿

右之趣御家老中被仰渡候間此旨急度可相守者也

橋本文五郎  
遠藤與五右衛門  
太地源五大夫

岡崎御領  
庄 屋  
組 頭

家老より郡奉行へ通達し郡奉行より更に各村庄屋組頭へ申達し庄屋組頭五人組の請印を取つたものである。

岡崎町の年寄庄屋へ達したるものは左の如くで郡村のものと大同小異である。

條々

一、公儀御制札之表云々の個條前郡村布告と同斷

一、切支丹宗門之義云々の個條前同斷

一、郡奉行、郷横目、代官申渡候儀のかはりに、町奉行申渡候儀もあり、其他同斷

一、御大名様方、並公家御役人様方、其外御直參之御家中御旅行の節、通り合候もの脇へ片付、急度下座可仕候事

一、前郡村布告と同斷

一、御用御傳馬人足共、先觸有之時は人馬集置、晝夜に限らず風雨之時たりといふとも、聊無遲滯繼送可申候、又は往還之旅人、賃人馬入用之時、是又無遲滯繼送、馬役馬方慮外致間敷候、隨分馬之口に附入念、惣而非義成義申懸間敷事

附旅人落し置候物有之は追懸可相届、其ものに不達時は立歸り庄屋に預け置、其主尋來次第可相渡候、隱し置においては可爲越度候、傳馬方御城下町馬に乗候儀可爲無用事

一、公儀御用御觸狀云々の個條、前郡村布告と同斷

一、郷中村繼宿繼を以申越候義云々の個條なし

一、總而觸事有之時云々の個條、郡村布告と同斷

一、往還の面々の個條、郡村の布告中には代官え可達事とあれど、これには奉行所へ可達事とある

一、火之元大切に致しの個條、郡村のと同斷

一、若出火有之節、兼而定置候通、火消道具爲持、人を集め、町役人共召連、其場所へ駈付火を消可申候、但、御家中侍屋敷出火之節は、其主又は火消御役人町奉行へ相伺ひ、指圖を以て可相働事、附、於火事場何によらずひろい取申間敷事

- 一、火事の節風下の家を崩し取夫切に火留り候はゞ其家如元總町燒殘風下之家之家主より建遣可申事
- 一、諸浪人一切抱置申間敷候其譯立候者は奉行所へ訴へ可任差圖候、總して不審成者は勿論商人たりさいふ共致逗留候はゞ奉行所へ訴へ可任差圖候事
- 一、他所より出入之儀有之は早速町役人共へ申出相談を以て可濟候、下にて取斗がたき義は町奉行所へ訴可申事
- 一、御料御私領方并寺社領云々の個條なし
- 一、不依何事徒黨々間敷儀云々の件、郡村のと同斷
- 但し代官を奉行所と變へてある
- 一、公事人裁評場へ出候節云々の個條、郡村のと同斷
- 一、常に心たて惡敷人に妨をなし、喧嘩口論取結び町役人の意見を不用もの有之は、隠し不置奉行所へ可申出事
- 一、博奕三笠附其外云々の個條、郡村のと同斷
- 一、喧嘩口論可慎之云々の個條、前同斷
- 一、用事無之して夜あるき致間敷候、總して辻相撲、辻踊、花火等無用之事
- 一、手負候もの隠置申間敷候の個條、郡村同斷
- 一、諸事其身之分限に應じ云々の個條、前同斷
- 一、五人組定之通不可亂、新參之町人かしゃのものに至迄早々組に入可申候、組外之者差置申間敷事
- 一、私として新規之寺社建立停止之事

- 一、百姓遺跡之義云々の個條、百姓のかはりに町人あり、その他郡村のと同斷
- 一、他所より當所へ參り、店を借り商賣致度願候者有之は、得て遂吟味候上、先方より宗旨其外子細無之旨一札取候上可願出事
- 一、町人共高下によらず他領へ引越申間敷候、無據子細有之は其趣奉行所へ願出可任差圖事
- 但縁組又は奉公に出候義、并日數逗留にて他へ罷越候節は願候上可任差圖事
- 一、不依男女欠落者云々の個條、郡村のと同斷なれど、村役人を町役人五人組迄改む
- 一、遊女かふき子類の個條、前同斷
- 一、往還筋之儀に付而は、道中御奉行より兼て御定之趣堅可相守事
- 一、往還家並之儀少し破損候共早速修覆仕、家居見苦敷仕間敷候、并道筋高低無之様地形たへず繕可申事

但常々家前は不及申、見せ下迄掃除致可申候、或は賣買或は職人依家業見せ前に取ちらし候儀有之候はゞ、其事を仕廻早速掃除いたし可置事

- 一、往還筋宿々一統の訴訟之儀に付、道中御奉行所へ出候共、奉行へ相伺可受差圖事
  - 一、町人門立、辻立或は高腰をかけ、あけひさ或は高木履はき候儀停止之事
- 附、夜四時より以後諸色持運候義は堅可爲無用候、雖然無據儀於有之は其隣家へ相斷可令運送事

- 一、諸運上總じて納物等之義、随分潔白に途吟味、其筋之役所へ時節無遅滞相納可申事
- 一、町人共銘々職人の商賣に精を入れ、困窮不致様、心懸、遊興がましき儀、猥に無之様可致事
- 一、屋敷買物に入候敷、或は賣買いたし候節は、庄屋五人組へ相斷證文取替し紛無之様可致事
- 一、無據及困窮、身體潰候跡之百姓云々の個條は、村方においてを町中と改め、百姓を町人と改め、



その他の文言同斷

一、借物賣懸け致まじく候の個條、郡村のこ同斷  
一、他所より來付け候商人參り候はゞの個條、また同斷  
一、御藏手形并金銀其外の品等拾ひ候はゞの個條、庄屋えを町役人えさかへ、代官を奉行所さ改む、その他の文言は同斷

一、殺生之儀、他領え入込并運上場にて諸殺生致間敷事

一、町同心、町人え對し理不盡成儀申かけ候敷、私欲々間敷儀致し候はゞ、早速奉行所え可訴出、若取上不申候はゞ大横目付え可申出事

一、町奉行、其外御役人、并同心共え、町人より音物并響應堅可爲無用候、若右躰之義致しかけ候はゞ可爲越度事

一、町年寄同庄屋共、隨分正路に申談、町中輕き町人共までも依怙蟲負なく不致難義様に取斗可申事

一、總して町人共直訴可爲無用候、町々庄屋え相願夫より町年寄へ可申出事

一、私を以て非義成事を申付候敷の個條は、村役人共を町役人さ改め、大庄屋えは、直に奉行所え可申出事さかへた。

一、御用に事を寄せ御役人より調物誂物有之候共承引致間敷候、御用筋をはなれ、自分相對にて直段等も並之通百姓町人共商賣の爲に相成候儀は可爲勝手次第候、若無躰之義申懸候而々有之敷、又は價滯候儀有之は奉行所え可申出事

家老より町奉行へ申達し、町奉行より岡崎町年寄、庄屋へ申渡したのである。

請印を取りし事は郡村と同じである。

### 第七項 本多 鬘 (また本多風)

一時世上に本多鬘、或は本多風と稱ふる髮の結ひ方が流行した。是はその昔、本多忠勝が家中の風儀を定めんとて、諸士よりはじめて足輕中間に至るまでも、髮を前七分後は三分と厚さを定めて、元結の前後を七分三分にしたるものと云ふ紙をこよりに捻り、七つづゝ巻きて髻を結うたのである。この髮の風が種々に變化して、寶曆の頃より世上一般に廣まり、明和安永の頃に至りて、さまざまの名稱によりてさまざまの風體となりて現はれた。

その初めは、そへ本多、豆本多、めくり本多、藏前本多など呼びしものが流行し、安永の頃には本多八體など呼ぶものが出で、諸士、歌舞伎、商人、俠客、また商人の中にも、年若き者老いたる者など、その衣服その年齢によりて似合の髮風に結うたのであつた。

さてその本多八體とは、まるまげ本多、兄様本多、疾病本多、五分下げ本多、浪速本多、金魚本多(舟底本多)、團七本多(傳九郎本)など、左圖の如きものであつた。

我衣曰、安永二年の印本風俗通の序本に、東都之風俗は隨於當世流行而變

化究なし所謂元文の辰松寶曆の本多是也

また同書に、極上の息子風、頭髮は物云なしに本多、尤若干髪あり、所謂兄様本多、剃本多、藏前本多、五分下げ本多、丸曲本多、疾病本多、金魚本多あらまし右の如し、此内にて好みに隨ふ、然し上下着用の時は中にて品よきを用ふべし云々。

同じ書に、疾病本多の結び方を説明して、月代を小判形に残し中剃を耳の當り迄剃り、残る所の髪僅に鼠の尻尾ほどあり、これへ油を少し計つけて荒櫛にて搔て横目を通し、髪の根を引上げて掛、元結にて本多に曲る、鬘の太さ杉箸位にて、うねりなし、真直に曲る、疾病本多とも云、又此頃京童の癖として食附本多とも云ふよし。

また、そへ本多とは、中剃を廣くそり、根をゆるく付け、鬘は月代へ覗きたるやうに巻きかけて置く、豆本多とは、極めて髪をつめて最も少くして、鬘を小さく豆粒の如くに結ぶ。そへ本多は、歌舞伎役者の好みに出で、年弱き士人のこれを真似る者多く、豆本多は中年以上の通人好みで之を結ぶとゆるして居る。

寶曆現來集に、かつたい眉毛、疫病本多、首縊り帶さて、眉毛細くし、髪を少くし、帶を細くして、天明年中おろかなる若輩もの、かくのごとく流行けるなれど、心有る人達は流行姿に心を移さず、皆小家の供侍又は輕き御家人、町方は職人等の手下、おろかなる者の致せし事、然るに今又文化年中より此姿に戻りて、眉毛を抜き、髪をへらし、帶は細く、天明頃の風となりぬ、古へは眉毛すり付しゆゑ、太くするも自由なりしが、今は細くぬく故、急に太くはならず古より又おろかなり云々ある。疾病とも疫病ともいつたのであらうか、まにかくおもしろい流行である。

安永二年當世風俗通ニ所載本多八體

横に記せるは原本の着物

金魚本多、原本上下を着ず、上品の息子の風と見ゆ。圖七本多、下賤俠客の風と見ゆ、原本格子烏衣服、肩に手巾を掛けたり。



黒紋付の服

島衣服着

黒羽織



疾病 水髪 此は油を去る



五分 下げ



浪速



金魚 舟底 いふ



團七 傳九 云ふ

岡崎市史 第貳卷終

大正十五年十二月二十五日印刷  
大正十五年十二月三十日發行

編纂者 岡崎市立圖書館内 柴田 顯正

發行者 岡崎市役所

印刷者 靜岡縣濱松市元城町一三七番地 中村 修二

印刷所 靜岡縣濱松市元城町一三七番地 株式會社 開明堂







終